

平成21年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成22年2月9日

9：30～12：40

場所：特別会議室A

(開 会)

○三根事務局長（県土づくり本部 建設政策監） おはようございます。時間が参りました。本日は委員の皆様、たいへんお忙しい中に、今年4回目となります公共事業評価監視委員会に出席をいただき、誠にありがとうございます。

これより平成21年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、早速、議事に入りたいと思いますが、本日、斎藤委員が10分ほど遅れると、それから、鳥井委員が仕事の都合で欠席をされるという連絡をいただいております。また、牟田本部長が所用で、ちょっと遅れるということでございます。そして、飛石部長が出張で、本日欠席となっております。改めてお詫び申し上げます。

この後の議事の進行につきましては、荒牧委員長にお渡ししたいと思いますので、進行方よろしく願いいたします。

○荒牧委員長 はい。えっと、予定表では3時間というふうに脅かされてますので、もう挨拶抜きで早速始めたいと思います。

それでは、事後評価、本年度の事後評価というのが今日のテーマですけれども、対象地区が117地区ある中から、いくつか選んでやりましょうということで、ご了承を得ていると思いますが、この事後評価の概要につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（県土づくり本部 企画・経営グループ 中村副課長） 事務局をやっております、企画経営グループの中村といたします。宜しくお願いします。

そしたら、まず、事後評価の目的並びに今日のですね、進め方について説明をしていきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

まず、事後評価についてなんですけど、皆さんご存知だと思うんですけど、若干、簡単に説明したいと思います。事後評価につきましては、県が実施します公共事業のうち、事業完了後5年を経過しました地区につきまして、事業の効果、環境の変化、それから社会経済情勢の変化等について確認を行いまして、その評価結果につきまして、新規の箇所、それから現在実施中の事業箇所に、本日の意見をですね、反映させるということで、公共事業の効率的な実施に資していきたいということを目的にしております。

それで、今年度の事後評価の対象地区につきましては、資料ナンバー3で整理しておりますけど、117箇所の対象地区がございます。で、この117箇所を全部審議するとい

うことは時間的に不可能でございますので、あらかじめですね、事業主体である県のほうで、簡易事後評価を昨年同様実施をしております。で、簡易事後評価につきましては、事業の効果、環境への影響、維持管理の状況、地域住民の意見、それから改善措置の必要性の5項目につきまして、A、B、C、Dの4段階で評価を行っています。その評価結果が資料ナンバーの5になります。ここに117箇所の簡易事後評価の一覧表を整理しております。その中からですね、今後の事業を展開していくうえで参考となるような地区を各課1事業選定をしております。その6箇所の一覧表が資料ナンバー7、7ですね、ここに本日審議をしていただきます6箇所の事業箇所を整理しております。で、審議の進め方ですけど、まず、各箇所ごとに各課より説明をしていただきます。その後にご意見をお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○荒牧委員長 えっと、今のやり方というのは、これは昨年度と同様でよろしいですね。

○事務局 はい、そうです。昨年と変わっておりません。

○荒牧委員長 だから、1課ごと、いわゆる事業対象ごとに1箇所ずつ選ぶというのも同じ手法でやっていると思ひてよろしいですね。

○事務局 はい、そうです。

○荒牧委員長 はい。まあ、117箇所全部聞くということも不可能ですので、事務局と打合せをした時に、どういうやり方でやりましょうかということで、なにか変更することが考えられますかということでしたけれども、特に、まず資料の整理としては、全箇所チェックしたものを出示してくださいということと、どういう理由、特に悪い評価をしたところについては、どういう理由でそういう評価をしたのかということを確認にしてくださいということと、それから、箇所付けのことの説明をお聞きしたいということをおし上げたと思ひますが、ちょっと見ていただいて、資料として、だいたい揃っていると思ひてよろしいですかね。それから、もう一つ、選んだ箇所というのは、やっぱりちょっと問題があると思ひたところを選んだんですか、基本的には。

○事務局 今後ですね、まあ、そういうC、Dの評価をした箇所、

○荒牧委員長 ところを、特に選んだ。

○事務局 それと、後はですね、今後の事業展開をしていくうえでの、参考となるような地区。

○荒牧委員長 地区を選んだということですね、はい。ということですので、まあ、一つの課、一つの、なんていうんだろう、対象で、複数の箇所がCに選ばれたというところもあるかもしれませんが、それは代表的な箇所を選んでということでもよろしいですね。

○事務局 はい。

○荒牧委員長 そういうふうな進め方をさせていただきます。よろしいでしょうか。はい。

それでは昨年同様、あるいは、この資料に従ひまして、各対象事業ごとに事務局のほうからご説明をお願いしますということでもよろしいですか。はい。それではよろしくお願ひ

いたします。

○説明者（まちづくり推進課 西村課長） おはようございます。まちづくり推進課長の西村と申します。すいませんが座って説明させていただきます。

資料ナンバーの3のほうにですね、1から3まで、街路事業、事後評価の対象箇所3路線ございます。佐賀市における草場大財町線、それと、多久市の多久武雄線、小城市の天満町線、3路線ございますが、都市計画道路についてはですね、通常交通処理機能、自動車交通の交通処理、それと、自転車、歩行者の安全はもとより、上下水道なんかのですね、上下水道、また電線類、そういったものの収容空間にもなっています。また、都市火災というかですね、市街地における火事の時の延焼防止機能もございます。また、沿道ですね、土地利用を促進させる街区形成機能、そういったいろんな、通常の道路と違ってですね、街路はそういった多面的な機能を持っております。

そうした中でですね、この3路線の中で草場大財町線を選んだのは、沿道ですね、土地利用が促進されたということで選んでおります。通常街路事業はですね、補償して家を移転させる場合がございますが、なかなかですね、櫛の歯が抜けたような感じになっておりますが、しばらくはですね、そういった状況で、10年、20年しないと、また元の街並みが形成されないケースがございますが、割とですね、この草場大財町線については、沿道にですね、建物が、後で説明しますが、マンション等の土地利用が促進されたということで、この路線を選んでおります。

場所でございますが、これですね、ここはアバンセになっております。この縦道が佐賀大和線ですね、紡績通り、この場所がアバンセで、この箇所がですね、市役所になって、佐賀市役所。そしてここが戸上電機になっております。戸上電機からアバンセに行く、横の、東西の通りと、通りですね、この部分。ちょうど旧、元の佐賀駅前になります、ここが。このですね、で、これが中央大通りですね。これが水ヶ江町神野町線ということで、ちょうど市街地部の、ど真ん中の東西の幹線道路になっております。

で、事業の概要でございますが、平成6年から平成15年までですね、もともと平成12年までの予定でございましたが、用地買収等が若干遅れまして、3年ほど遅れております。事業費が42億1千万で、延長が660m、で、幅員がですね、後で説明しますが、12～13mぐらいの、もともとあった道路を20mに拡幅しております。

整備前の状況でございますが、これアバンセのほうからですね、向こう、戸上電機のほう、東のほう向いた写真でございますが、もともとですね、北側に2.5mの歩道、で、南側にはですね、歩道が無かったということで、また、右折車線もですね、とれてないということで、結構渋滞している状況が見て取れるかとは思いますが。

事業の効果でございますが、これはですね、全体20mの幅員のうちですね、歩道5.5mを南側と北側、両側歩道を付けてます。で、歩道のうちですね、この植樹帯込みなんです、ちょっと見難いかもしれませんが、これが3m、これ自転車道ですね。で、こち

らの2.5m、これが視覚障害者ブロックになってますが、この2.5mを歩道ということで、自転車と歩行者を、いちおうですね、分離したかたち、物理的には分けてないんですが、いちおう視覚上ですね、目に見える形で分離しております。また、先程右折が取れてないと言いましたが、今度、街路整備によってですね、きちんと右折車線も取っておりますので、スムーズな交通、自動車交通の確保ができております。

事業の効果、もう一つがですね、新しい街区の形成ということで、写真で若干見難いかもしれませんが、この右側辺りがですね、ずっと空地、駐車場なり空地になっておりました。これがですね、整備後、沿道にですね、商業施設とかマンション等が立ち並ぶ状況になっております。ちょうどですね、この赤で示している、こういったところですね、ここマンションですが、あと、ここが商業施設、こういったところがですね、もともと街路整備をやる時に空地になっておりましたが、街路整備に合わせたような状況でですね、こういったマンション等が建てられております。ということで、非常に沿道の土地利用が高まっている状況にあります。

で、県民の意見ですが、結構ですね、ここは自転車、歩行者が多いということで、以前より、だいぶ歩きやすくなった、自転車で通行しやすくなったという意見をいただいております。また、自動車についてもですね、右折は確保されてるし、停車帯もとっておりますので、非常にですね、左側に、路肩のほうに車が停まっても支障なく自動車も通れるということで、便利になっております。

また、住民とのかかわり、直接じゃないんですが、熱気球の大会がある11月から年明けの1月半ばまで、ライトアップ、中央大通りでライトアップされますが、その時ですね、この草場大財町線ですね、街路樹も剪定をして、見栄えをよくして、他所からのお客さんからの印象を良くしているという状況にあります。

で、これはですね、ちょうど街角広場、旧佐賀駅前の交差点、街角広場があるんですが、市民ボランティアの活動でですね、この花、植栽、花については市民ボランティアを募ってですね、ボランティアがここの花植え、管理をされております。下のほうの写真ですが、ちょっと見難いかもしれませんが、ちょうどアバンセに行くところの交差点ですね、佐賀大和線との交差点なんです、ここに花壇を作って、ここもですね、花はボランティアの方がですね、管理されております。植栽、ポケットパークそのものはですね、県のほうで管理しておりますが、花なんかをですね、四季折々の花を植え替えることについては、地元ボランティアのほうでなされております。

今後の課題ですが、維持管理、ようするに、そういった植栽関係ですね、とか花壇、そういった部分のですね、県民協働への取り組み、所謂アダプト制度的なものですね、そういったものを進めていく必要があるんじゃないかと思っております。

また、今後、新規、継続中の事業への反映でございますが、新規にですね、取り組む場合、沿道住民と維持管理まで含めて道路整備計画を立案するという、よく問題にな

るのはですね、街路樹を植えるんですが、常緑樹じゃなくてですね、通常、落葉の広葉樹あたりを植えるんで、落ち葉のですね、管理が非常に、ちょっと、住民の方にしてもらうケースと、苦情を言われるケース、二通りございます。で、できたらですね、店の前とか、そういったところはですね、地元住民の方が自主的にですね、落ち葉の管理あたり、あと、花壇の草むしりですね、そういった部分をしていただくような取り組みが必要じゃないかと考えております。また、下のほうですが、これは先程、自転車道とですね、歩行車道を分離してるということを言いましたが、まあ、ここはですね、視覚的に分離しているだけで、佐賀大和線、紡績通りのほうはですね、物理的にポストコーンあたりをつけて、きっちり分けるようにしております。で、こういった部分はですね、どちらがいいのかといった、そこら辺を検証しながらですね、より安全性を高めていきたいなど、今後の事業においてはですね、考えております。以上です。

○荒牧委員長 はい、よろしいです。では、一つずつ皆様のご意見を聞きながらいきましょう。なにかご質問ありませんでしょうか。どうぞ、お願いいたします。なにかありましたらお願いします。

○齋藤委員 私、遅く来て、いいですか。

○荒牧委員長 いえいえ、どうぞ。

○齋藤委員 すいません。遅く来て申し訳ないです。今、後半の説明の中での範囲内でお尋ねいたします。よく、あの、ボランティア、ボランティア、市民活動、住民管理という言葉が、よく公共の場合使われますが、この永続的な管理を維持するためには、例えば、お花なんかボランティアとか、よく仰いますけど、そのへんについての助成金とか、なにか、やっぱり、手伝ってもらおうと、いくらボランティアといっても、代が変わると、みんな知らん顔になりますよね、だから、まあ、それはどこの地域でもそうだと思いますけど、なにか県としての、そういった特化した、プラスななにかがありますか、お願いする場合の。

○説明者 あの、花なんかの購入資金というかですね、種の支給なんかは行政側で充分できると思います。で、ここはちょっと違うんですが、他の街路事業をやっている、いわゆる商店街ですね、商店街と名のつくところの通りについてはですね、地元と協定を結んで、街路樹あたりですね、消毒とかですね、通常のちょっとした維持管理は地元に行ってもらおう。あと、街路灯ですね、街灯の球切れあたりはですね、地元で行ってもらおうとか、で、本体が壊れたときは、当然、行政、道路管理者のほうでやるんですが、ちょっとした維持管理はですね、地元の商店街と協定を結んでやっているケースもございます。

○荒牧委員長 今、齋藤さんが言われたのは、その、お金というか、例えば、苗代とか、肥料代とか、なんとかというのはお出しになっているんですか。

○説明者 花苗は佐賀市が

○荒牧委員長 佐賀市で行ってるの。その、管理者と、今、佐賀市はなんでそれを出すの。

どういふあれで。

○説明者 街角広場は、花壇そのものがですね、佐賀市の管理、本体はですね、佐賀市の管理になります。

○齋藤委員 ただ、あの、私は鳥栖なんですけど、結局、維持管理していくのは高齢者なんです。で、最近の若い人達は基本的にしません、商店街にしてもですね。なかなか出てこない。それで、出てこない人達には罰金を出しなさいというふうな話が、結構、なにかあるんですね。そういったものは逆に負担、逆負担になって苦情が出てると、不満が出てるといふふうな、もう、悪循環ですよ、だから、これは団地にしてもそうなんです。だから、そのへんもう少し、例えば、商店街なら商店街に、例えば、何らかの荷役料とかを出すとか、なにかそういう、ちょっとご褒美ぐらいを、なにか。ずっと、やっぱり、各地区というの、県の道路、結構、歩道とかもですね、お掃除してあるんですよ。だから、そういう問題を、なにか、今後少しでもお考えいただけたらなというふうに思います。で、特に老人会なんかがしているところなんか、非常に、やっぱり不満が出てます。する者としていない者がえらく極端だというふうな。だんだん、そういうことになって、高齢社会になっていきますから、年寄りが増えていきますけど、やはり、なにかそこに、こう、ちょっと人參があつたらいいかなと。

○小野副本部長 実を言うんですけど、まあ、こっちはまちづくり推進課なんですけど。道路を作った後の維持管理は道路課のほうに移るんで。そうすると、道路課のほうではですね、そういう、えっと、事業名はちょっと私も忘れましたが、アドプト制度的なもの、里親制度、そういう制度、えっと、事業名は何だったかな、ちょっと忘れたんですけど、そういう制度はいちおう作っております。で、その中で、いちおう、なんというんですかね、保険料とかですね、それから、ちょっとした、そういう管理するための道具だとか、そういったものを支給してですね、やっていただくという、協定を結んでやっていただくというふうな制度はあります。

○齋藤委員 そういうのは、どこでも知ってあるんですか。

○小野副本部長 今ですね、実を言うともまだまだ、制度がなかなか、こう、皆にいきわたっていないところがございます。で、今、鹿島に1件、地元と協定を結んでやっていただいているところがあります。で、そういうのをですね、やっぱり、ずっと、皆さんにしっかりお知らせして、浸透していくべきだなということですね、考えてはいるんです。

○齋藤委員 浸透していくべきでしょうね。特に、さっき仰った落ち葉の問題って、すごく迷惑なんですよ、本当。だから、もっとやはり、街を美しくするためにはなんらかの、やはり、ギブアンドテイクがあつて然るべきではないかなというふうに、今のアドプト制度というの、私も勉強します。

○荒牧委員長 佐藤さん、なにか、佐賀はね、緑のなにかが、どうもその、緑の街だとかつて言うわりには、どうも上手くないというふうに言われてて、その一つが街路樹なんで

すよね。道路のところ。なにかご意見ないですか。こういうことをやって欲しいとかというのはありませんかね。結構評判悪いんですよ、佐賀市、佐賀県のやつは。

○佐藤委員 東京なんかに行くと、やっぱり、街路樹って、恐らく木陰を作ったりとかという意味を持つものが、佐賀に木陰の機能を果たしている街路樹はあまりないだとかっていう話も聞きますし、私の友達が子供を連れて大通りとかを歩いていると、あれ街路樹の意味を果たしていないとあって、逆に、本来ある意味よりも逆に、なにか、迷惑になるような木ばかり植えてあるから、もうちょっと、植える樹種の選定に

○荒牧委員長 たぶん、だから、行政だけに任せていても解決しない問題なんだろうし、それから、文句ばかり言っても駄目だということまではわかるけど、では、どうすればいいのかというのは、まだ、佐賀県、あるいは佐賀市あたりで、解決できていないでしょう。行政の側に言うとね、もう、知らん顔してどう言うかということ、もう植えないと言うんだよね。そういうことが、文句が出るんだったら植えないと。それで済ましてしまわれると困るところもあるじゃないですか。ある意味で言うと、みどりの課の人達は一生懸命植えようとするけど、道路課は、できれば植えないでおこうかと、文句が出るから。管理も面倒くさいし。とかというようなことを言われると、それもまた困ると。どこかに答があるんだと思うんですよ。だから、たぶん、佐藤さんなんかは指導していただいて、佐賀市、佐賀県の、特に街路の、街路ね。道路沿いというのは無駄なところに緑がいっぱいあるところもいっぱいあるけれども、今後は特に、佐藤さんが言われたみたいに、お母さんたちが歩いていくような街路に、むしろ日陰が無いとか。樹種の選定が、冬場でも寒いような木が植わっているとかね。いろいろ評判を聞くんですよ。是非指導していただければありがたいなと思って。土木の連中って、ほっておくと、すぐ、いらぬところに木をいっぱい植えて、ほんとに、なんていうんだろう、通過交通というか、ワーストと走っていくようなところに木がいっぱい植えられていて、樗の立派な木がいっぱい植えられていてね、ところが、街中に入ってくると、とたんに、なにか、寂れてしまうとかね。で、一旦枯れてしまうと、もう二度と植えないとかね。どうも、今言われた、担当されている街路のところに、どうも問題があるような気がしてしょうがないのね。だから、いつか、なにか、そういう計画、あるいは方法論。わかんないのよ、答えがどこにあるかというのは。たぶん、市民が背を向けたらお終いということまではわかるんだけど。どういうやり方があるんだろうというのは、斎藤さんが言われたから特に。私も老人会に入るような年齢になりましたので、老人会の連中が頑張っているのは間違いないんだけど、もう、いつも老人会の人に言うの、お前さんたちが頑張らないと結局だめだという地域があって、というぐらい老人会が頼りにされているわけですよ。どうですかね、だから、そういうところも、いつかまた、これは良い、面白い提案でね。どういうふうなことになるのかというのを、いつか、公共事業再評価ということではないかもしれないけど、いつかそういう議論もさせてもらおうと、意外と、佐賀はみどり、特に街路の緑が貧困であるということを皆

さんがよく仰るということが、ちょっとなにか、問題かなという気がしますけどもね。

○小野副本部長 実を言いますと、こういう街路事業をやってですね、ある程度そういう植樹帯をとって、で、この草場大財町線もそうですけど、縦の佐賀大和線ですね、これについても地元の方たちと、ではどういう木を植えましょうかというような話し合いを、ずっとやりながら、そうすると、樹種によっては落ち葉も落ちるよねとか、いろんな話が出てですね、いろいろ話をしていると、地元の方たちから、もう、それなら植えるなど言われる。

○荒牧委員長 言われるよね。そしたら、はいと言って植えないですよ、もう。素直に、そういう時だけは。

○小野副本部長 だから、植えないと、しかし、それではあまりにも寂しいよねという話の中で、結局

○荒牧委員長 だけど、それが答ではないと思うんだけど、

○小野副本部長 答が出ないんですよ。

○荒牧委員長 そうすると、だんだんこんどは、もう、そういう樹帯というの、木を植える、その帯自体を設計の段階から削除されると、次の段階で木を植えましょうかということもできなくなってしまうというかね。だから、そういうところを、やっぱり地域の人達ときちんとしておかないと。

○小野副本部長 正直言って、ですから、街路樹を植えるのは非常に苦慮しています。

○荒牧委員長 苦慮するでしょう。そうだろうね。

○斎藤委員 そして、あの、鳥栖の場合は花見月を植えてくれという希望が多いんですよ。そしたら、花見月は高いといわれます。

○荒牧委員長 枯れるでしょう、あれ、すぐ。私の家なんかすぐ枯れたんだよ。花見月ってどうですか。弱いんですか、強いんですか。ご存知の方。

○古賀委員 あれは土ですよ。

○荒牧委員長 土ですか。土の相性が悪い。あってない。

○古賀委員 悪いところは枯れます。すぐ枯れます。

○斎藤委員 今度、やよいが丘には全部花見月ですよ。

○荒牧委員長 やっぱり土が良かったんですかね。

○斎藤委員 でしょうね。すごい綺麗ですよ。でも、枯れるとって、葉っぱどんどんは落ちない。

○古賀委員 花見月にあう土だったら良いです。そうでないところは枯れます、すぐに。

○斎藤委員 今回のやよいが丘は、通じる道全部綺麗ですよ。1回見に来てください。

○荒牧委員長 やっぱりプロが、ちゃんと指導したのかな。

○説明者 最近、基本的には街路事業はだいたい街路樹を植えるんですが、樹種の選定にあたってはですね、地元の意見を聞いてですね、行政で一方的にするのではなくて、地元

の意見を聞いたうえで取り入れるようにしております。

○斎藤委員 もう一ついいですか。私ライオンズで、毎年緑の基金で2万円づつ、毎年もらうんですけど、あれはどこの団体も貰うんですか。

○小野副本部長 あれは、緑の基金は申請で、

○斎藤委員 申請したら貰うんですか。

○井山副本部長 あのですね、いろんな助成の枠があって、そういった市民団体とかをサポートするような。そういう仕組みになってます。あの、財団法人で、ちゃんと基金を募ったやつを運用してですね。

○斎藤委員 それは、誰が、団体、どこが申請しても出るんですか。

○井山副本部長 だから、民間団体の主体的な活動ですからね、内容とかで採択条件があると思うんですけど、それぞれ基金の中にも助成のいろんな項目がありますので。

○斎藤委員 いえ、ライオンズ毎年貰うんですよ。で、それで、ずっと植えているんですよ。で、ずっと貰って、それで今回、花見月を3本公園のほうに植えるんですけど、いや、どこでもそういうのを申請すれば出るなら、老人会でも商店街でも、いわゆる団体を持っているわけですからね。

○小野副本部長 あの、どこでも出ます。私、地元で、ちょっと、地元の役員しているんですけど、今度ですね、えっと、つつじを5本と、それから、桜を5本だったですかね、緑の基金からいただきまして、近くの鎮守の森に、今度植えるようにしてますけど。そういうかたちで、申請をすれば、一定の要件はありますけども。

○斎藤委員 そうですか。では、それも教えましょう。

○荒牧委員長 他の件でも、どうぞお願いします。

○川本委員 あの、意見というんじゃないですけども。私はこの道はとってもいいなと思います。佐賀駅降りてきて、なにかあのへんの雰囲気は、なにか綺麗になって、木も必要だろうと思うんですけども、なかなか難しい問題があるんですね。それと、このところが元の、旧佐賀駅なんですかね。

○説明者 そうですね。

○川本委員 このところがですね。で、今、結構古い写真展とか、それから映画とか見ると、よく皆が佐賀駅はどの辺だったかなと言うんですけど、どこかに、この、中央大通りの、佐賀市で今管理をやってらっしゃるという、あのあたりにでも、なにかそういうのが、ちょっと残って、なにか佐賀駅跡とかあるんですかね。

○説明者 名盤はないですね。

○川本委員 どこだったかなと、私たちの世代でも、どこが佐賀駅だったかなということがですね。なにかそういうものを、

○小野副本部長 ちょうど、その草場大財町線と、それから、縦の

○川本委員 ちょうど、その交差するところでしょ。

○小野副本部長 交差したところですよ、ちょっと北側に佐賀駅があったんです。

○川本委員 ああ、そうですか。あの、今、道じゃないんですね。

○小野副本部長 ちょうど、あの、道の、そこのちょっと上、そうそうそうですね、そこが佐賀駅。

○川本委員 今は、ビルになってるところ。

○小野副本部長 ですから、ちょうど交差点が昔のロータリーがあったところですよ。

○川本委員 はいはい。交差点のところですよ、えっと、グリコのあったところは。

○小野副本部長 そうです。

○西村課長 駅前のロータリーが、ちょうど今交差点に。

○川本委員 今、私たちの年代だと、何十周年の同窓会とか、いろいろとやっている中で、受け入れとしてはですね、よくここの話題がでるんですね。だから、なにかどこかに、道を作られるときに、やっぱりそういうものも、なにかちょっと、こう、いや、あそこにはなにか残ってるとかですね。なにか、佐賀大学とかは、結構、なにか残ってますよね。なにに学部があったとか。

○荒牧委員長 はい、そうです。

○川本委員 あそこについてごらんというのが、やっぱり、ちゃんと残ってるんですね。普通は気づかないようなことでも、ちょっと残ってる。私もここはなんか、ちょっと、そういうものもあつたらいいなって。

○小野副本部長 連立のときに、区画整理してしまったので、ちょっと、その、昔の面影があるものはほとんど、まず残ってないんですよ。

○川本委員 残ってないというか、なにか、ちょっとですね、

○小野副本部長 ですから、石碑みたいなやつを建てるというのは可能かもわかりません。

○川本委員 そうですね。あの、市役所跡に機関車があるから、線路がありますよね。あそこに線路が通ってたんだというイメージがあるんですけど。

○荒牧委員長 非常になにか、いい提案というか、面白い提案で、結局、こういう歴史的なアレを持っているところをするときにはね、やっぱり、その歴史を表すものを、なんだか表現する、木を植えるのもいいし、有効なものもあるけど、そこが持っている歴史をちょっとだけ調べて、そういうふうなものを、何らかの形で表現するような、街路だとするとね。単なる通過交通のための道路ではないという定義であるならば、そういうものも少し表現する努力というのをしていただけると、もっと魅力的になるんじゃないかと。そういうご提案だと思いますので、是非、今後そういうことを活かしてもらえませんか。その土地、その土地には、それぞれ昔からの、街路であれば、長い歴史を持っているわけだから、そういうふうなものを表現する努力を、今後の事業の中で展開していただけませんかね。そういう貴重なご提言だと思いますので、宜しくお願いします。ほかにどうぞ、ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは、また戻ってからでもかまいませんので、

では、次の事業のご説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○説明者（農山漁村課 青山課長） 失礼いたします。農山漁村課です。では、説明させていただきます。恐縮ですが座らせていただきます。まず、農山漁村課ですが、今回事後評価対称になっております地区は12ございました。その中で、ため池等整備事業の鹿の口地区を選ばせていただいております。

地区の選定理由でございますけれども、12地区の簡易の事後評価いたしました、Cとか、Dの評価したものがありませんでしたので、一番該当事業で多かった、ため池の事業の中から、この地区を選んでおります。この、鹿の口地区でございますけれども、ため池の、老朽化しましたため池の補強工事を行う、ため池整備工事、これと併せまして、利活用保全整備工事というものをやっております。こちらは、ため池に溜まっておりました泥土を地域資源とみまして、それを利活用するものでございますけれども、これの過去の実績が少ないということで、これが、今後の事業展開で問題提起できるだろうということで選ばせていただいております。

事業の目的でございますけれども、二つの工事を併せて行っております。ため池の整備工事と、利活用保全整備工事というものでございます。先程、ご説明いたしましたけれども、老朽化しましたため池の整備を行いまして、ため池の決壊を未然に防止する。そういう、ため池整備工事と、地域資源とみなしまして、ため池に溜まっております泥土を浚渫しまして、付近の農地に耕土として利用するというものでございます。以前の状況でございますけれども、ため池のほう、本体のほうでございますけれども、老朽化しております漏水が著しいということでありまして、この取水の施設が、折損しておったり、老朽化しておるといようなことがございまして、こちらの改修をしておりますが、これと併せまして、ため池の泥土の利活用をしたものでございます。

事業の概要を簡単にご説明いたしますが、ため池でございますけれども、ため池の堤の長さが65m、高さが13m、貯水量でございますけれども、約7万 m^3 ということになっております。事業は平成13年から15年度の間で行いまして、関係の受益は82戸でございます。

位置でございますけれども、江北町でございます。こちらがため池でございます、ちょっと見難いですが、緑色のものが受益地ということで、こちらのため池の水を使っている水田でございます。

整備内容でございます、ため池の堤の断面図でございます。ちょっと見難くして申し訳ないんですけども、改修前の堤体が、このような線が入っております。少し盛っております。これは、ちょっと後で出てまいりますけれども、昭和40年に一度、古いため池だったんですけども、整備をしております。別の事業で整備したんですが、当時のですね、基準と、現在と、ちょっと変わっております、余裕の高さが少し足りないと、今の基準ではそうなっておりますので、これを90cmですかね、余盛りしております。す

いません、失礼しました。70cmほど余盛りをしております。あと併せまして、刃金土、靴土を、こちらが水が溜まるほうでございますけれども、表のほうに遮水層ということ。後は、導水管であります、底樋。従来は石積みのものでございましたけれども、これをヒューム管のほうに変えておるといふものでございます。

写真がちょっと暗くてわかりにくいかと思いますが、整備前と整備後でございます。こちら、ちょっと見ていただくとわかるんですが、あの、ブロックが貼ってあるんですけど、これが昭和40年に工事したときに貼ったものでございますが、ちょっと見ていただくとわかりますが、下の方がですね、これは土でございますけれども、これが経年変化ですね、だんだん痩せておまして、危険な状態になっておったということでございます。また、取水施設については、もう壊れているというような状況がございまして、これを改修したものでございます。こちらが整備後でございます。堤体の補強と取水施設の取替えを行ったというものでございます。

先程のが、老朽のため池を補強する工事でございますけれども、こちらが、利活用の工事の内容でございます。水を落とすため池でございますが、平均して80cm～1.2mほどですね、泥土が溜まっておりました。こちらを浚渫しまして、浚渫土が3800m³ほどでございますけれども、浚渫をしまして、これを、付近の農地に耕土として活用したということでございます。これが、その耕土を持っていった状況でございまして、これも、申し訳ございません、ちょっと見難いんですけれども、ここに段差があつて、奥のほう農地が低い、高さが低い状況になっておりますけれども、これを狭地倒ししまして、一つの圃場にしたというものと、あと、農地全体の、圃場全体の嵩上げを行ったというようなものでございます。これを、22箇所、3.4haで行ったというものでございます。

地元の住民の方の感想と被害防止効果ということでございますけれども、事業実施による効果でございますが、漏水のほうは止まりまして、取水施設も改修されたということで、操作が簡易になっております。また、ため池に溜まりました泥土が浚渫されておりますので、貯水容量が回復しまして、近年のですね、異常豪雨、そういうような時でも十分な対応ができるというようなことでございます。事業実施による課題でございますけれども、こちらが、ブロックマット貼りました法面でございますけれども、布製型枠というものでブロックマットをやったんですけれども、写真でお分かりいただけるかと思いますが、凹凸がございまして、この間から草が、また生えてきたりしておるんですが、これを草刈機で刈るときにですね、ちょっと管理がやりにくいというようなお話を聞いております。また、先程、写真ございましたけれども、泥土を耕土として使うということでやっておったんですけれども、この受け入れ農地が、実は、なかなか決まらずに、調整に苦労したというかたちがございました。効果でございますけれども、総額としましては6億5千6百万円ほどの被害防止効果がございまして、農地の被害、農作物の被害、農業用施設の被害、また、公共施設の被害というものを防止したものでございます。

維持管理の状況でございますけれども、ため池の管理団体は地元の上小田土木委員会にお願いしております。維持管理の実態でございますけれども、地域の七つのため池を一括で管理されておまして、年二回の草刈りなどをされております。

本地区の課題と反省でございますけれども、まず、法面保護の材料でございますけれども、施工が容易であったということで、先程の布製型枠のものを使わせていただいたんですけども、結果的にはですね、今、維持管理で、地元のほうから苦情と申しますか、そういったものを受けておまして、実施段階で地元の方と意見交換を十分にする必要があったということを感じております。また、利活用保全工事でございますけれども、こちらですね、地元の方といたしましては、ため池に泥土が溜まっておりまして、容量が減っておるといって、当然これ、農業用水に使っておるわけですけども、洪水の時のですね、ポケットにもなっておりまして、そういった観点から、浚渫をしてですね、容量を回復して欲しいというものが、そもそものニーズであったわけなんですけれども、これを、国庫補助もいただきまして、地元の負担が軽減されるかたちでですね、できる事業というのがこの事業だったわけなんですけれども、ちょっと要件がございまして、ただ浚渫するのではなくてですね、泥土を地域資源として活用するというものが事業の要件となっております、このためにですね、事前に耕土のほうを受け入れる農地の調整が十分に整っておりません、事業を進める中で、これをやったんですけども、地元の方が、この受け入れ農地を探すためにご苦労されたということがございました。ということで、事前の段階での調整をしっかりやっておく必要があったということでございます。あと、浚渫土の受け入れ農地でございますけれども、先程見ていただいておりますけれども、ここは、もう区画整理されておったので、ある程度整備がされておったということで、農地の嵩上げの高さに限度がありまして、結果としまして、3.4ha、22箇所のところを受け入れていただいたんですけども、広範囲の農地を対象としなければならなかったということございまして、こういった総合的な計画策定が事前にされてなければならなかったところが反省点だというふうに考えております。説明は以上でございます。

○荒牧委員長 はい、どうもありがとうございました。どうぞ、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○古賀委員 この維持管理のことで、さっき草刈りの話がちょっとでてきたんですけども、このため池に係わる人達が維持管理するということになっているんでしょうか。

○説明者 そうでございます。維持管理の団体がございまして、そちらに維持管理やっていただいております。

○古賀委員 それは、農家の方ですか、基本的に。

○説明者 地元の区と申しますか、土木委員会という名称ですけども、地域の方ということですね。

○古賀委員 例えば、非農家の方とかいらっしやらないわけですか。

○説明者 すいません。基本的には農家の方で構成されている土木委員会ということです。

○古賀委員 では、その維持管理を行う、ここに、この前送っていただいたものの中で、今後の課題等というところにですね、維持管理を行う地元関係者の意見を考慮して決定すべきであったというのは、この、さっき、草刈りとか、そういうことも含めてでしょうけど、そのほかにどういうことが。

○説明者 その、日常的には草刈りしていただくんですけども、草刈りの管理がしやすいようですね、構造といいますか、そういったものを良く考えて、後は、地元の方です、ご理解得た中で、いちおうはやっておるんですけども、そこが不十分だったかなというところがございます。

○古賀委員 そのほかでは、別に無かったですか。

○説明者 はい。実際、農地の、耕土も受け入れていただいておりますけれども、これについての苦情もございませんし、喜ばれております。あと、もちろん、その後のですね、被災といいますか、この後もいろいろ、昨年も豪雨ありましたけれども、こういったところでの問題もございませんので、そのほかの点では十分に評価されておるのではないかなと感じております。

○古賀委員 ここは、ものすごくうまくいったというケースですね。いわゆる、総事業費も最初決めたのより少ないですね。

○説明者 はい、安く仕上がっております。

○荒牧委員長 どうぞ、おねがいします。

○村田委員 今回、泥土をですね、浚渫されたけど。また、そのうちにだんだんです、溜まってくるだろうと思うんですよね。先程、年2回、草刈りに関してですね、されてるということで、時々、泥土も除去されたらどうかなという気がしますが、それは、また、無理なんですかね。

○説明者 それはなかなか、管理されている方もですね、これはもう、どこも一緒なんですけれども、高齢化していらっしゃるし、なかなか重労働でございます。そうとう昔であればですね、例えば、灌漑期が終わりましたら水を一回抜いたりしまして、そういったかたちで管理もされたかと思うんですが、なかなか、そういうこともできていないというのが現在の状況かなと思っております、経年変化で、やはり徐々に、また、土は溜まっていくんだと思うんですけども、それは、すぐということではないんですが、10年、20年先になればですね、同じような状況になっていくかもしれないですね。

○村田委員 そうすると、また、このようなことをされることになるわけですね、泥土の浚渫を。

○説明者 そうですね。そういうふうにはできないだろうかというようなご要望はあるんですけども、どうしてもこれは、地元の方にも利益があるものですから、受益者負担ということで、そういう事業制度になっておまして、必要になるんですけども、そういっ

たお話をする中で、お金を負担してでも、やはりやろうというように、お一人の方ではなくて、もう何十人も関係者いらっしゃいますので、そういった方がまとまって事業化されるのは、やはり、数は少ないのかなと思っております。

○村田委員 なかなか、高齢者の方だけじゃ難しいですよ、地元の人もね。わかりました。

○荒牧委員長 どうぞ。

○齋藤委員 昔は、川を、泥土上げて、どじょうとか、昔ね、どじょうとか、なんか、あそこから捕るのが楽しかったですけどね、逆にね。川上げ、川干、なにか名前があったですよ。若いからわからないでしょ。

○荒牧委員長 今言われたみたいにこれを、この事業をやろうとすると、地元の方々は何パーセントか負担しなきゃいけないでしょ。5%ですか、まだ。どれくらい。

○説明者 ため池の本体を工事するものにつきましては、市町さんと、あと、ほんとの地元の方で20%になっております。あと、この利活用の工事につきましては、こちらが25%の負担割合になっておりまして、これは、市町さんの判断ですけれども、例えば折半されるとなりますと、18%とか、12.5%というような負担を、また、地元の方で按分していただくようなことになろうかと思えます。

○荒牧委員長 農業系は、この、やっぱり地元負担の問題があつて、なかなか、事業者だけでは、もちろん決められないんでしょうけど、これから先、こういうようなため池が、佐賀県ではどれくらいあるものですか。武雄だけで600と聞きましたけど。

○説明者 はい。県内では3千ぐらいありまして、これ、60年ぐらいにですね、一度調査しまして、県内で3千ぐらいございまして、その中の状況を、今、もう調べておりまして、順次対応しておりますけれども、改修が必要と思われているものは、平成21年の段階で240。3, 133、県内にございまして、その中で240ということになっておりまして、これを、地元の調整が整ったものから、順次事業化していこうという考えでございまして。

○荒牧委員長 はい、ありませんか。えっと、これ、結局ダムだから、もしかしたら、大雨がふると破堤する可能性もあるわけでしょう。その時の管理は、どこが、どういうふうに行われてるんですか。これは危ない、水を、もう、例えば、6月、7月、いわゆる大雨期と、それから水がいる時期が一緒ですよ。そうすると、もしかしたら、6月の一番ひどい時に、梅雨前線で、28水とかがあっていったらものすごいことになったわけだけど、そういう時に、あらかじめ水を抜こうとかっていうようなことは、地元の方が判断されるんですか。だから、破堤する恐れも、基本的には、越流するとか、破堤するとかっていうこともありますよね。ため池ってどうなってるんだろう。

○小野副本部長 ため池は基本的に壊れないですけど、ある一定の水、ある程度のところに水が来ると、越流させるようになってます。ダムと一緒に。

○荒牧委員長 越流させる。それは、十分な能力がある。

○井山副本部長 このごろのため池は、だいたい、横に洪水吐、あの、今日の写真にも洪水吐が、ちょっと写っていたとおもいますが、ちゃんと、ある水位になればですね、自動的に水が下流に流れるような、安全に流れるような、穴が開いてるということですね。

○荒牧委員長 そのこのところで、もう、充分能力を持ってる。

○説明者 はい。たまたま、このため池は、また、ちょっと基準が古かったもので、この流下能力が少し小さかったので、そこも改修しておりますけれども、そういったものがだいたいは、ちゃんとしておりますので、そちらで対応できるようになっております。

○荒牧委員長 という、集水面積とかからいって、大丈夫ぐらいのものになっているということね。

○説明者 もちろん、この未整備のものが、まだ不十分のものがあればですね、そこは、順次やっていかなければなりませんけれども。

○荒牧委員長 なるほどね。相当、まだお金がかかりそうですね、しかも、地元の人達のいわゆる、お金を出すことの合意も得なければいけないとなると、なかなか、そういうところでは難しいところもあるんじゃないですかね。危険なところでありながら、充分安全とはいえないけれども、地元の人が高齢化してて、なかなか、その分担金が出せないというような状況があるような気もするんですけど、どうでしょう。

○説明者 地元からはですね、もちろんこれは、市町さんもですね、農林事務所のほうも頑張っていると思うんですけども、地元のほうからは、事業化したいという要望は、一定数、毎回定量ですね、上がってきておりますので、そこは市町さんのほうがですね、きちっと調整をなさっているものだと思います。

○荒牧委員長 いやいや、逆に言うと、むしろこちらの、皆さん達のようなプロの目から見たら、こっちのほうを先にやらなきゃいけないんですけど、地元のほうがなかなかということは無いですか。

○説明者 このため池の事業はですね、もう、かなり長くやって、平成の頭の頃から、ずっと、順次改修してきておりますので、非常に危険なものはですね、もうないんだと思っております、後は、とはいえ、集中豪雨とかですね、そういったものもございますので、順次やらせていただきたいというような考えでございます。

○荒牧委員長 はい、ありがとうございます。どうぞ、他の方いらっしゃいませんか。

○愛野委員 こういう、ため池の整備事業というのは、そういう、なんていいますか、豪雨とか、そういった対策にもなるんでしょうけど、もともとは、農業用ということですよ。で、ため池はいっぱいあるんだろうと思いますが、その、周りに農地が、だんだん減っていったりとか、ここでも八十数個が対象だと仰ったんですけど、それが、例えば、10年後、20年後、30年後となると、どんどん、そのため池の周りの農地が、農業用として、もう使われなくなってるというか、農業をやる人がいなくなったりとかですね、そ

ういったことで、だんだん、なんというか、置き去りにされているようなため池というの
はないですか。

○説明者 県内でも、将来的にはそういったものがあるのかなと思いますが、全国的には、
今、委員からご指摘あったようなものですね、あるようにも聞いておりました、管理者
の高齢化のために管理が充分でないとかですね、あと、使用の頻度が落ちているとか、そ
ういったもので、ため池のですね、改廃といいますか、廃止するようなこともやっていか
なければならないような状況が、やはりでてきておるといことは聞いております。

○荒牧委員長 はい。よろしいですか。はい、それではどうもありがとうございました。
次の事業のご説明をお願いいたします。

○説明者（農地整備課古川課長） 農地整備課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、この地区のですね、評価箇所の選定理由から述べさせていただきたい
と思います。選定にあたりましてはですね、資料3の2枚目になりますが、16番のほ場
整備から、27番の畑地帯総合整備事業ひれふり地区の12地区がございましたが、この
中から、昨年ですね、農免農道をお願いいたしておりました。それと、22年をもって
ですね、とりあえず、今実施中の農道事業については完了の見込みとなっております。ま
た、ほ場整備につきましては、だいたい県内の水田面積の8割程度をですね、整備をして
きておるところでございますが、今後、残されたところが、佐賀市周辺のですね、市街化
が拡大していくだろうと見込まれていたところが、拡大が見込まれないと、佐賀市とし
ては市街化の拡大はしないということでですね、取り残された部分の5地区と、それから、
鳥栖市の商工団地の近くにありますが、1地区。合計6地区のですね、390haほどが
まとまった水田として残っております。そうした市街地周辺の水田のですね、整備等につ
いても、今後、反映させる良い地区ではないかということで、この地区に選定をいたして
おります。また、後から出てきますが、ほ場整備の実施後、道路の整備がなされると、道
路が、6m、5m、4mという、それぞれの道路がございますが、そういう道路の整備が
されたというようなところもありましてですね、今までは、なかなか地区外から流入して
くるというのが無かったんですが、地区外から流入等がありまして、どちらかという
と、ごみ等が見受けられるようになったというようなことで、Cの評定もいたしてござい
ますので、そういうことで、今回鍋島地区を選ばせていただきました。

それでは、この地区の概要について説明をさせていただきます。まず、ご承知のことか
と思いますが、ほ場整備事業につきましては、事業目的としまして、農地等のですね、区
画形質の変更、それから、ほ場条件の整備を行うことによりまして、農業の生産性の向上
や、農業の近代化を図るという目的で事業を実施いたしております。

事業の内容につきましては、ほ場の大区画化、それから、農道の整備、用水路・排水路
の整備、それと、農地の排水条件、暗渠排水等を行うようにしておりますが、農地の排水
条件の整備を総合的に実施するというものでございます。一つには、ここに用水路と排水

路の整備前の状況をつけておりますが、水路が、用水路と排水路兼用になっておりまして、どうしても営農の期間中は、排水路といえども水位を確保しておかないと用水の確保ができないというようなことですね、用排兼用になっているということで、なかなか、水田の汎用化といいますか、湿田状態が解消できないというようなこともございまして、用水路と排水路を分離するような整備を行っております。また、農道についても、ここで、今、軽トラックが通っておりますが、だいたい曲がりくねった道で、しかも、幅員が2 m程度しかございませんので、なかなか営農が効率的にできないということですね、これにも、4 mないし6 mまでの道路に整備するというところで実施をいたしております。

これが、実施後の状況でございます。赤で囲ったところが今回の地区でございまして、約73 haほどございます。そして、ここが、下のほうのこの地区が、平成4年から事業を実施いたしました江頭地区ということで、これは24丁ほどの実施をしております。ここが、ちょうど佐賀大学の医学部のところでございまして、それと嘉瀬川に囲まれて、そして34号線に囲まれた、だいたいの区域ということになっております。それで、先程申しました、口の字型のこの道路がですね、6 mの道路で整備されております。それから、ここが5 mで道路が整備されておまして、あと、残りのところが4 mの道路というようなことになっております。これは、これの施工前の状態で、ご覧のように、道路が曲がりくねったり、水路、それから、農地の区画についても不正形であるというふうな状況でございました。それを鍋島地区としまして、大区画化、整形、汎用化されたほ場ということで、こういうふうに矩形の農地に整備をいたしております。また、これ用水路なんです、用水路につきましては、ここに用水路の水源がございまして、ここから、ここでポンプアップしまして、バルブですね、水道の蛇口みたいな感じで、アルファルファバルブで農地に水を引くというような整備をしております。また、こちらについては、排水路と道路ということで、今現在、この排水路については、このほ場の田面標高から1 m下がりぐらいのところまで水位管理をしまして、それで、水田の乾燥というのを図るようになっております。地区の面積が73 ha、受益戸数が139戸ということで、平成8年度から15年度まで実施をいたしております、18億2千万ほどかけて実施をいたしております。事業内容につきましては、区画整理73 haと、用水路、排水路、農道の整備、それと、暗渠排水工を67.7 ha実施しております。これの総事業費が18億2千万ということで、10 aあたりですね、約250万ほどかかっております。

2番目の事業による環境の変化でございますが、先程から申しますように、道路につきましては、こういうふうに直線の道路になっております。それで、幅員が4 mということで、これにつきましては、整備後は農業用の利用だけでなく、通勤、通学、あるいは、集落間を結ぶ生活道路としても利用されております。また、先程言いましたように、環境面につきましてはですね、若干、そういう流入等がありましてですね、水路への空き缶とかペットボトルのポイ捨て、それから、コンビニとかのビニール袋ですね、そういうものの

放棄が多いというようなことが、地元の方からのご意見としてあがっております。

事業を巡る社会経済の情勢の変化ということで、これはちょっと、旧佐賀市の状況で比較をいたしておりますが、農業の就業人口につきましては、平成7年から17年にかけては889人の減ということになっておりますが、65歳以上の方の割合を見てみますと、295名の増ということで、18.7%の増となっております。また、経営規模別の農家数につきましては、1ha未満のところは、だいたい平均的なところですが、これは減っております、また、1haから3haのところも、やはり減っておりますが、ほ場整備が、佐賀市のほうもかなり、今、あと5地区ほど残るぐらいになっておりまして、3haから5ha、あるいは、5ha以上というようなことで、整備された後のですね、農地につきましては、こういう経営規模が拡大された戸数があるということでございます。農地の集積状況についてでございますが、これも、平成8年と20年を比較して、県全体の方でございますが、この地区のほ場整備する時期の農地集積率が約29.9%。それから、20年度、完了した後の部分で、5年経過ぐらいで52.6%ということで、集積率も伸びております。また、認定農業者の変化ということでも、認定農業者も、佐賀市で87%、それから、県全体でも93%の増ということでですね、認定農業者についても、ほ場整備等の効果によるものということで、伸びているということが伺えると思います。

それから、事業により整備された施設の維持管理状況につきましては、水路が助成されておりますが、これについては、下の方はコンクリートの削渠等で整備をいたしております。それから、田面から1m下がりのところまでが、泥の法面ということで、ここに草等が生えますので、ここの法面の草刈り等を実施いたしておりますし、また、水路の泥上げ等についても、地域の方の協同作業ということで実施をされております。そういう作業につきまして、現在は、平成19年度に鍋島町江里桜の環境と農業を守る会というのが組織されましてですね、農家の方以外の方も含めまして、地域住民が一体となって、施設の点検、法面の草刈り、道路や水路のごみ拾い等、そういうものが定期的に実施されております。年に3回、協同で実施されているということでございます。

それから、県民の意見ということで、ここにつきましてはですね、ほ場整備の土地改良区の元役員さん、元区長さん、農家の方、それから非農家の方というような方々に、意見ということでアンケートをいたしました。良くなった点としてはですね、ほ場が大区画化されたということで、大型機械などで効率的な営農が可能となったと。それから、農道の整備によりまして、もちろん、大型機械の導入が可能となりましたし、幅員が狭く離合ができなかった部分についても、離合ができるようになって、営農や生活に支障をきたしていた部分が解消されたということでございます。それから、農地の乾田化、これは、暗渠排水をやったことによりまして、農地が乾燥できるようになりました。これにより裏作の麦が作付けができるようになり、反収もあがったと。それから、大豆についても、これは、後のほうから出てきますが、江里桜のですね、農地法人で協同で作業しておりま

すが、その大豆を協同でやることによりまして、敵期に播けるようになって、生産も上がったということでございます。それと、先程から言いましたように、悪くなった点としましては、利便性は向上したけどごみの不法投棄が増えたということと、それから、バレーン大会の時、これはもう、わずかな期間でございますが、路上駐車が増えて農作業に支障が出るようになったというようなのが、あえて言うならばということですね、悪くなった点ということでアンケートに上がっております。

事業の効果としまして、事業の直接効果でございますが、ほ場整備をやったことによりましてですね、水田の畑地利用が可能となったということで、大豆や麦、これは大麦でございますが、麦などの作付けが増加したり、あるいは、ここであげておりますが、白菜などが新しく導入されて、収益性の高い農業経営が展開されるようになったということでございます。大麦、大豆の収穫量の変化でございますが、これも、この地区ピンポイントでのデータというものがございませんので、佐賀市の状態で言いますと、10aあたりの収穫量につきましては、348kgから490kgということで、142kgの増と。それから、県平均につきましても123kgということで、県内平均、佐賀市、あまり変わらないくらいの増加が行われているということでございます。それから、大豆につきましても、佐賀市で38kgの増、県平均でも34kgの増ということで、これについても、大豆の収穫についても、暗渠排水等をやった乾田化の効果というのが出て、増加になっておるといふふうに考えております。それから、これは鍋島地区の状況でございます。事業実施前の営農の状況につきましては、水稻が62.4ha、後、大豆等若干ございますが、作物もある程度限定された状況ですが、事業実施後の18年の調査では水稻は減っておりますが、大麦は66ha、もうほとんどの面積に作付けされておりますし、後、畑作物としてもですね、白菜、胡瓜、大根、ほうれん草と、こういうものも新たに作付けされるようになったということでございます。それから、事業の間接的波及効果等につきましては、ほ場整備の実施を契機にですね、この地区は、江里と、桜と、それから、西新城と、森田という4集落がございますが、その中で、ほ場整備の実施を契機にですね、江里と桜の機械利用組合による麦作の共同化に取り組んでいるというような状況になっております。この組合につきましては、18年に農事組合法人として法人化されて、鍋島地区の約3分の1の農地がここで経営されているということで、集約が図られていっております。大型機械の導入によりましてですね、実施前は、コンバインの2条刈り、3条刈りであったものが、実施後は、大きな機械が入られるということで、6条刈り等にも変わってきておりますし、田植え機につきましても、2条、3条植えのものが、8条植えということで、機械も大きくなって、そういう機械も導入ができているというような状況でございます。

それから、地域住民との関わりということでございますが、ここには、新城の八幡神社がございますが、そこも、昔からこの地域で、地域限定みたいな感じでされておったということですが、道路が整備されたりして、外からの流入がありまして、近隣の市町のみな

らず、県外からもですね、最近は見物の方も見えるというような状況になっておるとい
ことです。それから、ここで生産されました米につきましてはですね、農協には一切出荷
していないということですね、全部直売所で、佐賀市近郊等の直売所で、農事組合法人
えりさくらというブランドでですね、直売所で全部販売しているということでございます。

今後の課題としましては、先程言いましたような、道路、水路への不法投棄を防止する
というようなことと、それから、維持管理を適切に行っていくというようなことが、今後
続けていく必要があるということですね、必要性を感じております。また、その管理を
やっていく体制としましてはですね、管理の組織を作っておりますが、こういう方たちが、
今後も、スムーズに次世代へ引き継がれていくかが課題というようなことで伺っておりま
す。

これらを受けましてですね、改善点としましては、事業完了後に整備したところをどう
しようかということで、どんどん組織化されたりしてきておりますが、今後についてはで
すね、都市近郊のほ場整備ということと、それから、今後維持管理をどうするかというこ
とは、計画の段階からですね、係わっていただいて、そして、最終的には維持管理体制を
きちんと整えたような体制を作りながら、事業を実施していく必要があるなということ
で、そういうものを今後の地区に反映していきたいというふうに考えております。説明は以上
です。

○荒牧委員長 はい。どうぞ、ご質問、ご意見、お願いをいたします。

○古賀委員 この地域で非農家というのは、どれくらいの割合であるんですか。いや、例
えば法面の草刈りを、以前は農家だけでやっていた、だけど今度は、整備された後の話な
んでしょう、これは。

○説明者 はい、そうです。

○古賀委員 そしたらそれは、地域の住民全体でやるという時に、非農家の人達が、それ
に対してなにか言わない。

○説明者 非農家は、たぶん、そうたくさんはいないと思いますけどですね、従来から、
4集落の中で、農家の方に管理をしていただいてたというようなことですけど、19年に
農地水環境保全向上対策というのができましてですね、その中で、皆で協同でですね、道
路、水路を管理しようというようなことができましてですね、農家の方が中心ではありま
すけど、そういう非農家も参加して管理をするというような状況です。

○古賀委員 その時は、非農家の方も仰らなかったですか。

○説明者 今のアンケートとかではですね、そういうのは、年間3回もやっているとい
うことですけど、そういうのはないということです。

○古賀委員 そうですか。

○牟田本部長 あの、非農家もですね、二通りあって、もともと土地持ちの非農家、農地
持ちの非農家、農業はしていないけども農地は持ってて、人に仕事を頼んでいるという人

達は、割と理解して、共同作業をしていただける。で、もともと、農地も何も持っていない全くの非農家、この人達はですね、やっぱり、農地だけのための道路、水路というのは、なかなか出てくれなくて、むしろ、集落の居住環境としての道路とか水路の部分の管理についてはご理解していただいている。正確に言うと、ちょっと違うんですけども、全くの、農業に一切関係ない非農家が出てもらうというのは、やはり集落周辺の道路とか水路。自分たちも生活として使うと、あるいは、家庭排水を流しているといったような部分で共同作業をしていただいているという部分が多いですね、県下全域的に。

○古賀委員 だいたい、非農家は、もともと建てられない場所ですね。

○牟田本部長 そうですね、はい。ただ、もともと非農家というのが、昔から何戸かは、集落の中に、やっぱり居られますので。

○古賀委員 そういう、文句が出なきゃいいでしょうけど。

○説明者 今、管理やっていたらメンバーとしてですね、もちろん農家、自治会の方、それから、老人会と子供クラブと、そういう方々で組織していただいて、管理をやっていたらおります。

○牟田本部長 近年はその、昔は農地の貸し手が強かったんですけど、最近は耕作者が強いんですよ。それで、協力しなかったらお前の農地は耕作しないと、昔は貸してくださいだったんですけど、だんだん専業農家が少なくなって、もう、条件の悪いところは借りないというような状況になってですね、やはり、土地持ちの、農地を財産として保有されている非農家の方は、やはり、それぐらいは参加しないと、自分の農地を耕作してもらえないといったような思いが強くなってですね、随分、従前と様変わり

○古賀委員 非農家といっても土地持ちですね。これも

○牟田本部長 そうですね、はい。農地持ち非農家です。

○古賀委員 じゃあ問題ないでしょう。

○牟田本部長 だから、親の代から農業生産は、もうしていないというところも結構あるんですよ、農地は持ってるけど。

○説明者 それと、耕作面積が小さかったら、1ha未満の小さいところとかについてはですね、先程の農事組合法人によりましてですね、ほとんど兼業とかというのはなくてですね、全部預ければなしとか、そういう状況になっております。

○古賀委員 わかりました。

○荒牧委員長 ほかにどうぞ。お願いいたします。どうぞ。

○川本委員 ちょっと問題違うかもわかりませんが、県内のほ場整備が8割も済んでいるということで、びっくりしましたけど。ほんとに急激に進んだということですね。で、とっても速いテンポなんじゃないですか。計画、どうなんですか。やっぱり計画通りに

○説明者 昭和41年ごろからですね、県営事業とかということで、大規模的にやっておりますが、テンポ的には、全国に比べればですね、速いテンポで進んだと思っております。

○川本委員 さすが、農業県だなと思いましたが。それと同時にですね、ちょっと気になったのが、今朝の新聞にも載っていましたが、お城の周辺のお壕のごみくいを、今度、始めようというのが載ってましたが、佐賀は昔から、私たちいろいろ書いたりする中で、クリークのことを、網目のように走っているというのが、一つの、佐賀市の売りでもあったと思うんですけども、この、ほ場整備のことでクリーク自体は随分減っているんですか。

○牟田本部長 いや、クリークは全然、むしろ増えています。

○川本委員 手付かずですね。では、その問題が、随分便利になったというお話が、今、たくさん出ましたけれども、それと同時に、このクリークの問題は取り残された感じですか。

○牟田本部長 あの、お濠は、ちょっと、純然たるクリークではなくて、別のものですがけれども。

○川本委員 そうですね、お濠はちょっと違うでしょうけど。

○牟田本部長 クリークそのものはですね、不整形なものを、縦横、区画に沿って、きちんと直線化したというかたちでやっておりますけど、ボリュームは、クリークの空き容量としては、相当程度増えております。というのは、クリークの水位を1m下げて、従前のクリーク容量を確保するという基本的な計画でやっておりますので。

○川本委員 では、昔のクリークではなくて、これを見ると確かにクリークの形がないなと思うんですけども、もう、ほとんどクリークの形も変わったわけですね。というか、入っているということですね。

○牟田本部長 はい。昔の形でクリークが残っているのは、ほ場整備をしていないところ。

○川本委員 ああ、していない。あと何パーセントかって言われましたけど、残っているところ。

○牟田本部長 ただ、そういうところは、ほとんど、もう埋まりつつあるんですよ、旧来のクリークが。

○川本委員 では、クリークは、県庁のお濠も、クリークじゃないお濠でしょうけど、昔ごみくいがあってましたが、ああいう特殊なところ意外は、流れとかも良く、溜まっているとかじゃなくて、この、ほ場整備の一環として、計画として進められてきているということですね。

○牟田本部長 そうですね、はい。だから、ほ場整備した時に一回は、きちんと浚渫も全線できておりますので、ただ、その後、やっぱり、ほ場整備して、もう20年、30年経ちますから、古いものから、やっぱりごみが溜まってはきているんで、それはまた、それぞれの土地改良区で維持管理事業みたいなものを使って、もう、今、機械力じゃやないと、これだけのクリークは修繕できないんですよ。そういうイベント的にごみくいをするのは、それは結構なんですけど、それで、これだけのクリークをですね、人力で管理できるとはと

でも考えられないんで、機械力を入れて浚渫をやっています。

○川本委員 わかりました。

○荒牧委員長 はい。ほかにどうぞ、お願いいたします。

○齋藤委員 最後に、すいません。この、悪くなった点というのは、これ、農免道路ができたところ、どこでもこういう悩みってあるんですけど、この後の、こういう対策というのは、もう現地にお任せですか。

○説明者 はい、いちおうですね、完了後につきましてはですね、先程言いました、管理する組織とかですね、そういうところをお願いしているという状況になっております。ただ、ここは、あえてあげればということですね、ここにあげたということだったんですよ、このアンケートの確認に。だいたい、今までもあったでしょうけど、曲がりくねったり、見通しが悪かったりして見つけきれなかったかもしれないけど、整備されて、溜まるところが、一番、道路際のほうに溜まってきたりするというようなことで、目に付くようになったというような見方だと思っております。

○齋藤委員 でも、やはりこの、道路広くなると、もう、これも必然的に車とか往来が激しくなるんで、やっぱり、この問題というのはでるでしょうね。

○説明者 だから、そこをですね、この評価の中にも、簡易評価とかやる中でもですね、道路が、やっぱり利便性が上がれば、当然、農業者以外の車輛も入ってくるというのは、もう、目に見えていますのでですね、そこを少しは、環境が変わったからということで、それはマイナス評価というのは、もう少しプラスに評価してもいいんじゃないかなという感じはするんですけど。どうしても、そういう声としてはですね、以前よりも暴走族が増えるようになったとかですね、そういうのがあるものですから。

○齋藤委員 交通標識無いでしょう。

○説明者 交通標識ほとんどないですね。

○齋藤委員 ないでしょう。だから、逆に、そういう危険性がありますよね。

○説明者 最近は少し、交差点の手前でですね、道路が交差していますよという、注意するような、横断歩道の表示とか、そういうのをやったりして、交差点の表示とか、そういうものをやっています。

○齋藤委員 私たちも抜け道で使うんですけど、やっぱり危ないですもんね。

○荒牧委員長 他にありませんか。そしたら、排水路のところ、コンクリートをはっているというのは、どこの分をはってるんですか。

○説明者 下のほうはですね、だいたい、台形の

○荒牧委員長 こうなっているところの、ここの分をはってるんですか。

○説明者 ここのですね、これ、水田から1m下がりぐらいのところ、これは直線になっておりますけど、ここから下はですね、かまちといいますか、コンクリートパネルを

○荒牧委員長 これ、下をはるんですか。

○説明者 下ははりません。側入りだけ。下はアームをつけたままになっております。

○荒牧委員長 こういう、棒状になっている。だから、いわゆる、土圧を支えているわけですね。

○説明者 はい。

○荒牧委員長 だから、こういう、棒状にして支えているわけですね。こういう、ほ場整備の時に、土木、私たちが、今やらされているんだけど、環境影響評価やりますよね。このほ場整備って、いわば、大改編なんだけど、その時に皆さんたちは、これは、箇所ごととは言わないけども、こういう、ほ場整備全体をやるときには、生物の先生たちのアドバイスとか、生物の先生たちとの接触っていうのは、どういうふうにやるんですか。

○説明者 最初ですね、事業をやる前にですね、環境影響評価という、レッドデータブックとか、そういうものがありましてですね、この地域を工事するにあたっては、どういう、注意しなければならない動・植物がいるかなというようなものをですね、全部ピックアップしまして、それで、監督官のほうで現地も見てくださいたりなんかしております。

○荒牧委員長 チェックとしては、いちおう、そういう希少種だけが対象になっているということですか。

○説明者 いや、希少種だけと言いますか、全体をですね、全体を対象として、そこの中に、希少種もあればということによってしております。

○荒牧委員長 だから、たぶん今からね、これからなんだけど、たぶん、生物多様性条約が施工されて、それが一つのあれになってきますよね。たぶん佐賀の場合は、この水田、特にほ場整備との関係とか、川との関係とかというところが、一番生物多様性になって、私、今、有明海やっていますけど、有明海は当然入るんだけど、人間との関わりで言うと、この、ほ場というかな、水田のところ、皆さんたちが頑張っておられるところが、一番ターゲットになるような気がするんですよね。そうすると、新しい時代の、いわゆる、これから先の事業となると、これまではそういうふうなことというのは、あまり考えてこなかったのかもしれませんが、やっぱり相当大きなウエイトを、ここの地域では占めることになると思うんですよね。ですから、やり方として、今までどおりのやり方ではなくて、道路だとか、ダムだとか、いろんなところでやられているように、やっぱり生物の先生たちの助けを借りないと、相当なにか、我々悪いことをしているという意識もあるんですよね。だから、我々は道路を作ろうとすると、全部仰がないとね、プロの人達に指導を仰がないと、我々は何にも知らないんですという意識があるんですよね。だから、特にこれだけの面積、巨大な面積、しかも、システムを変更しようとする、やっぱり、生物の先生達とのやり取りを、もうちょっと頻繁にやっていただく。あるいは、どこかで、もしかしたら、今までやってきたものを変えなきゃいけないかもしれない。新しい時代のとなるとね。だから、例えば、これだけ1mいくつ下げてしまいましたから、ちょっと、大水の時にでも、田面とこの水面との間のやり取りが、ほとんど起らないわけですよね。そうす

ると、例えば、鯰だとか、泥鰌だとか、なにかだとかって、昔、もともと持っていた、水田の里山の持っていた生物系が、全部、ほとんど身動き取れなくなっている。そうすると、全部をやるとするのは、もちろん無理だから、ある部分的に、例えば、土木で色々なことをやろうとすると、どこかに遊水池を作るとかなんとか、箇所的に、色々なものを作っていく場所、スポット的に生き物君たちの、いわば、守り場みたいなものを作っていく必要性があるような気がするんですよ。だから、こういう議論の中で、我々は一度も、まだ、そういうことをやったことが無い、ほ場整備というものの中で。で、今、やっとなにか、例えば、クリークを改修していく時に、もう一回、生き物達のところとのやり取りを、もう一回見直そうというふうに仰ってるけど、こういう評価書の中にね、是非、これから先は、生物とのやり取り、特に、生物の先生方とのやり取り、植物の先生や、動物の先生や、魚の先生達とのやり取りを、きちっと一回、箇所ごとにじゃないですよ、全体としてやって、そのアドバイスを聞いたほうがいいと思いますね。そうしないと、どこかで我々は、なにか、このやり方というのは、我々土木も、それから農業土木も、なにかこう、そのところを蔑ろにしてきてしまったということが、今、非常に大きな批判を受けているんじゃないかという気がするんで、是非、そういうことも検討の中に加えていただけませんか。

○説明者 いちおう、もう20年ぐらいありますけどですね、そういう、環境に配慮した工事というようなこともしなくてはならないということで、計画のときに、全体的にですね、環境の先生方、魚の先生とか、それから植物の先生とか、という方の意見も聞いたりしておりますし、今度、工事をやる時も、だいたい5haとか、10haとか、そういう規模で区画分けてやっておりますので、その時もまた、毎年毎年ですね、工事やるところについて環境課のほうと打合せしながらですね、それは、実施をしております。

○荒牧委員長 たぶん、だから、希少種というのは、今、もう佐賀でね、ひどいことをやっちゃったから、我々は。経験を有しているから。今、そんな馬鹿なことをすることは、もう絶対ないということは信じてますけども、それ以外にも、もうちょっとね、違ったやり方を、これから考えていかなければいけないことが、来年度以降、世界的な条約で施行されて、我々は義務化されるということになった時に、一番、我々の、ターゲットはやっぱり水田ですよ。

○牟田本部長 そうですね。一番課題はですね、やはり、今、先生仰った、田面と水路の連続性を切ってしまったんですよ。それはですね、もともと水田というのは湿田なんですよ。湿田だから水田が営まれてきたわけで。それを、現代農業は、夏場は水田として使おう、冬場は畑として使おうという、2面性を持たせだしたんですよ。そうすると、いきおい、クリークの水位で水田の水位を確保するというのができなくなって、クリークの水位は下げなければいけない、しかも、田面は溜まるようにしとかなないといけないと、で、この、連続性がきれたので、従来、クリークと田面を行き来しながら生物が生息していた

部分は、相当程度分断してしまっているというふう思うんですね。

○荒牧委員長 それを、例えば、全部昔に戻すことは、もう不可能だから。やっぱり、例えば我々がいろんところで、彼らのサンクチュアリみたいなものを作るようなものを、全体の広がりの中にポジションとして置かないと、そういうことっていうのは、もう不可能になったんでしょう。だから、0か1かという議論をしないで、どこか灰色ゾーンみたいなものがでてくるような、そういうほ場整備のやり方も考えなくてはいけなくて、どうせ、耕作放棄地がいくつかあつたりすると、全面麦というのは、やっぱり、ちょっと異常ですよ。

○牟田本部長 あの、牟田部の遊水池みたいなところが、向いてるかもしれないですね。

○荒牧委員長 そうそうそう、なにかね、そういうふうな遊水池みたいな考え方で、生き物君の領域って、どこかに作つてあげないと、我々が全部使うっていうのはね。それは、湿田の分がどこかに残って、それは仕掛けが要るでしょうけど、どこかそこで、湿田で、なにかやり取りができるようなものを作つてあげないと、彼らは、泥鰌君たちは水田に入って卵を産むこともできなくなっているという話ですよ。

○牟田本部長 農地の所有者に、そこをどうやって納得していただくかですね。

○荒牧委員長 いや、もう、ある意味では公がやらざるを得ないかもしれませんよ、もしかしたら。私ではなくて。公が公園を作るときと同じように、なにか、水田の中の公園みたいな公の空間を作つていって、そして、それを誰かに貸すとかね。法人に管理してもらうとか。それぐらいのことをやらないと、それだけの多様性、本当に水田が持っていたであろう生物の多様性を、我々はぶち壊してしまうということになるかもしれないから、我々は国際条約違反に問われる可能性もあるので、そのことも、是非その、なにか考えておいていただきたいと思いますね。やっぱり聞いていると、我々は機能しか追いかけてないという感じがするので。

○牟田本部長 そこは、我々も贖罪として背負っておりますので。

○荒牧委員長 そうですよ。土木これだけ悪口をいわれるというのは、やっぱり、きっとそういうのがあるのに違いないと思いますよ。

○牟田本部長 先生方から、そう言われるたびに冷や汗が。

○川本委員 なにか、小さい頃の思い出としてですよ、雨が降ったら、別に農家じゃなくても、溝から上がってくる泥鰌を見に行ったりですね。ああいうのが、本当につい最近まであったのに、全てなくなりましたよね。

○荒牧委員長 やっぱり、今、牟田さんが言われたみたいなのが、一番根幹なんですよ。で、それをゼロにしないとは、今、絶対言えないから。

○川本委員 さっきの説明の中で、お米と畑とできるようになったというのは、そういう意味だったんですね。やっぱり、そのクリークのことを、初めて、私もわかりました。

○牟田本部長 それと、機械化ですよ。昔の湿田だったら、今の30馬力のトラクターと

かコンバインは入らない。乾田化しないと。地耐力が、あの、水稻の水を落として10日後にはコンバインを入れないといけません。そうするためには、やっぱり地下水位を下げおかないと、サッと機械が入れないんで。まあ、いろいろ事情があって、そういう風になっているんですけど。やはり、今仰るとおり、

○荒牧委員長 少しはなにか、見方によると贖罪の部分が、それなりにあるわけで、これだけ、土木、悪口言われてくるとね、そうでもないよと、

○荒牧委員長 言い訳ぐらいは作っておかないといけません。

○荒牧委員長 なにか、やっぱり我々は大地と一緒に生きてるということを、どこかで証明しておかないと、もう見捨てられてしまいますので。是非、そういう試みも知恵として入れてください。その時にやっぱり、我々では無理ですよ、助けを借りないと、生き物の、生物の先生たちの。それを是非、どこかシステム化していただけるとありがたい。個人的なことでは申し訳ない。

それでは、ちょっと休みを取らせていただけませんか。10分から、私もだんだん年取ってきましたので、トイレタイムを取りたいと思いますので、10分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

○荒牧委員長 はい、それでは再開させていただきます。次の事業箇所の説明をお願いいたします

○説明者(河川砂防課原課長) よろしく申し上げます。河川砂防課、原でございます。

対象事業は砂防事業でございます。まず、事業概要でございますけれども、事業名は西ノ原川第三通常砂防事業でございます。河川名というか水系名ですけども、六角川水系の牛津川水系になります。所在地は多久市多久町西の原。工期は平成12年度から平成15年度。総事業費1億6550万でございます。事業内容といたしましては、砂防えん堤の1基ということになります。

位置ですけども、多久市の南西部と申しますか、ちょっと、赤でつけてるところですね、多久市の南西部になります。場所はですね、その多久市の南西部に多久聖廟、多久聖廟がここにあるんですけども、その西側になりますかね、西側の山で、ちょうど下流がですね、西溪中学校とか、多久市立病院がある、その近辺に集落と申しますか、町があるというところの溪流でございます。

背景としましてですね、当該地区、土石流の危険溪流、土砂災害がおこるだろうという危険溪流に指定されております。山腹には不安定土砂が堆積しておったということで、その中には台風等での風倒木も存在しているということで、また、なおかつ、溪流勾配もきついということで、ひとたび局地的な雨が降れば、土砂災害、俗に言う土石流ですけど、

発生する恐れがあるという危険地区でございます。

目的でございますけれども、当然、土砂災害から守るということで、この直下流には、先程言いました西溪中学校とか、これは雨とか土砂災害時の避難場所にもなっているという場所もございます。で、すぐ下には若宮八幡宮がすぐそばにあります。で、人家も周囲にあるということで、人家がそでに向かって存在するという背景がございます。そういうものを守るという目的がございます。

整備前の状況ですけれども、これは、ちょっと見辛いですけれども、上のほうが計画えん堤の上流、それと荒廃状況、また、その上流側の荒廃状況とか、これは、右下のものは、計画えん堤の直下流というふうな状況で、昔の自然のまま、ただ、たいへん荒れてきているという状況でございます。

整備後の状況ですけれども、基本的に砂防ダム、砂防えん堤を造って、土砂止めをすると。で、副堤を、右側ですけど、ここにスリットダム、ようするに、本堤で補足できない風倒木が流れてくるという想定がありますから、それを止めるということで、副堤にスリットダム、これは風倒木防止のためですけども、これを造っていると。で、その下流には流路工といいますか、水が流れる道を確認するというので、流路工、まあ護岸工ですけども、整備するという工事をやっております。

次、この環境の変化、これは、ダムでせき止めますから、自然環境という意味ではですね、やっぱり影響が出るということが考えられます。ただ、生活環境という意味では、この水質自体というのは、とりあえず、昔と同じように流れますから、水質的な問題は出てきていないというふうに思っています。もともとそういう、自然の山ですから、山にあったんですが、ここにダムを造ることによって当然変えるんですが、徐々に元に戻るといいますか、緑化、自然緑化ですけども、自然緑化はそのままじゃなく人口植林もやっているんですが、徐々に周辺環境にはなじんできているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

次の、施設の維持管理状況でございます。まあ、普通に使うものじゃございませんから、特段の維持管理がいるというわけではないんですが、雨の降った後等にはですね、巡視等を行ってきていると。で、特段、機能的にはですね、支障なく機能している。で、地元からは、これは当然、もともと地元から要望があったということもあるんですが、特段、この施設に対しての苦情はないです。で、一旦雨が降って土石流が発生すればですね、このダムで、当然捕捉し、下流の保全をするという目的は達成するだろうというふうに考えています。で、ここに、ちょっともみじと書いてるんですが、これは地元の方が、この周辺にですね、もみじを植栽されて、この、ちょうどえん堤の影にですね、さっき言った若宮神社というのがあるもんですから、そこでよく子供が遊ぶもので、そういう、地域の地区のイベントもあってみたり、そういう関係もあって、すぐ来れるということで、地区の方がもみじを植えたりされております。

県民の意見と書いているんですが、事業の目的自体が安全安心を確保するというので、当然、地元から要望がある工事ということで、理解は得られているというふうに考えております。砂防施設としても、現在まで大きな災害はここではあってないんですが、当然目的は果たすだろうというふうに考えてます。

事業の効果なんですが、今年は雨も降ったんですが土石流は発生していません。ただ、ひどい雨が降ればですね、当然発生して、この砂防えん堤で土砂を捕捉するという効果を見込んでおります。これはちょっと事業効果の参考としてつけております。これはですね、違う砂防なんですけども、神埼市の背振町広滝というところに倉谷川という川がございます。その砂防ダムが、これはもう過去に造っているんですが、倉谷川砂防上流では、こういうふうに小規模な土砂崩壊、土石流被害が発生している、それを下流側の砂防ダムで止めているというのが、一つの効果としてあるんじゃないかというふうに考えております。これも同じ砂防なんですけども、ここですね、結構水が溜まっているんですけど、これは、ダムの上流が、ここで結構風倒木を捕捉して溜めていると、で、一部やっぱり流れているんですが、これは当然処理して、捕捉して除去は実施しているという状況でございます。

そして、今後の課題でございます。ようするに、砂防事業というのは安心安全を守るための施設でございます。で、去年の7月、記憶に新しいんですが、山口県の防府市で、これは防府市の写真ですけども、老人ホームのところに土石流が発生して、かなりの人がなくなったという被害が出ております。そのために、当然県内でもですね、県内にも約9500箇所の危険箇所がございます。あるんですが、なかなかハード整備が追いつかない状況がございます。後で、ちゃんと、説明申し上げます。それで、今後の課題として、当然ハード整備を進めていきながらも、避難、ソフト対策と言いますか、ようするに、避難をできるだけ早期に行う。情報を的確に発信して、避難誘導を的確に行うというのも、今後は、大きな、土砂災害に対する、これは土砂災害だけじゃなくて、洪水時なんかもそうなんですけども、そういうのが、大きな今後の課題としてあるし、それを、当然県とか国だけではできないものですから、市町と連携し、市町と連携及び住民、地域住民の方と連携しながら、そういう災害に対して向かっていく必要があるんじゃないかと思えます。

それで、ちょっと、さっきの効果の面でですね、ちょっと追加で、ちょっと間に合わなかったんですが、効果と言いますと、あまり言うのはあれなんですけども、山口のですね、同じ、さっきの防府市の溪流じゃないんですが、その隣の溪流ですけども、砂防ダムがかなり土砂を捕捉しているという、これはちょっと事業効果をピーアール。その、砂防ダムの効果というのはおかしいんですけども、そういう現象もですね、去年の山口では非常に雨が多く降ったものですから、こういう効果が顕著に見られたという箇所が、山口の防府市であったということで、いちおう、今日の参考資料として持ってまいったところがございます。いちおう、説明は以上でございます。

○荒牧委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、委員の方からご質問、

ご意見ありましたらお願いをいたします。どうぞお願いします。

○池田委員 砂防事業は、今回出ていまして、評価、これにかかわらず、評価のところ見ますと、自然環境のところCをつけてらっしゃいますね。で、自然環境Cのところ、事後評価書などを見ますと、砂防えん堤は、溪流をせき止める構造であって、いろいろ、動植物の行き来が困難だということで、そういう同じくくりなんだろうと思いますけど、ずらりとCが並んでるんですが、で、恐らく、その対策も透過性のなにかにすることで、対策可能になりますという記述が、どこかにあったと思うんですけども。ただ、評価を見ると自然環境のところだけがCになってるんですが、今後の課題のところでは、そこはあまり課題として捉えられてないので、これは放置なのかなということを知りたいんですけど。大事な問題だと思うんだけど、あまり課題意識がないのかなと

○説明者 いや、ないということではないんですが、どうしても構造上、せき止めざるを得ないところがあるわけですね、ダムでですね。だから、どうしてもやっぱり、ただ、ようするに、物凄くお金をかけて、例えば魚のための魚道を作るとかという方法をすればいいんでしょうけども、そこまで、それに、ここも環境調査的な、希少種とかのですね、調査はしてるんですよ。そういう希少種は、たまたまここにはいなかったということで、この場所については特段配慮してないんですが、ただ、今後の課題としては、やっぱり、全く、そういうふうに遮断していいのかという問題はでてくると思います。だから、できるだけですね、遮断できない構造をですね、今後は考えていく必要がある。例えば、今回の場合は、これは本堤がまったく遮断しているわけですね。だから、本堤をスリット製式にしてやる方法があるか、ただ、その時には、なかなか土砂を完全捕捉できませんから、下流側の保全確保にはですね、当然リスクが出てくる。だから、そこはやっぱり兼ね合いでですね。今後、そこは今後の、やっぱり検討課題としては認識してはいます。ただ、この場所についてはですね、なかなか、そこまでいっていないということで、こういう表現、C評価ということをしているところがございます。

○荒牧委員長 確認させてください。結局、今、先程見せられたダムは、あれは透過型ではない。あれは越流型。

○説明者 ないです。越流型ですね、はい。

○荒牧委員長 上から水が溢れてくる。それを下のところから水を流すようにすれば、土砂、土石は止めるけれども、水は、最初のうちの水は、ずっと下を流して、上も通っていくと。そういう形にすると環境に対する負荷が、相当少なくなるのではないかとということですか。はい。いかがですか。他に皆さん、委員の方々からありませんか。どうぞお願いいたします。

○古賀委員 この事業は、当初は4年間ですね。しかし、実際には3年で終わっているわけですね。で、これは全体的な話だろうと思うんですけど、工期を、やっぱり短くしたほうが、同じものを造る、同じもの造っているわけですよ、当初も。すると、やっぱり短

くしたほうがいいのかというふうに、単純に考えられませんか。

○説明者 短いほうが、はい、いいです。

○古賀委員 だったら、なんで、最初4年かかるというふうに考えたんですか。

○説明者 最初は、やっぱり用地買収、普通、通常ですね、通常と言ってはいけないけど、このクラスの砂防事業だったら、やっぱり4、5年というのが普通のペースだったんです。だから当初は、やっぱり、そういうふうに考えてたんですけども、やっぱり、よするに、地元の協力がスムーズに済めば、こういうふうに結果的にはですね、3年で終わったと。この箇所については3年で、1年早く終わったと。だから、最初から3年にしておけば、今度は2年で終わったんじゃないかという議論もあるんでしょうけど。通常、やっぱり予算規模もある、地元の協力体制もあるということで、通常は、やっぱり4年。このくらいの規模であれば4、5年を、当初は見たというのが実態でございます。で、結果的には、ちょっと早く終わったと。

○古賀委員 こういうようなものが、どんどんできるとすればですね。予算が、毎年、毎年減っていますよね。そういうのを、効果的にやるのは、早くやってしまったほうがいいのかという気がするんですけど。

○説明者 そうなんです。ただ、通常の河川改修、長い河川改修よりはですね、これは回転は速いんですね。ポイントでやるからですね。だから、砂防事業はそういう意味では、回転をなるべく早くして、より箇所を、危険箇所多いですから、より回転を早くしてハード対策を進めるというのは、それは考えています。ただ、当然地元の協力がなければですね、やはりどうしてもですね、遅れているところもあるんですよ、当初計画よりはですね。通常このクラスであればということで、当初計画を出しております。ただ、結果的に早くなる場所もあるし、遅くなる場所もあるというのが実態としてはあります。やはり予算が減っていますから、やはりどうしても集中的、短期的、効率的にというのがこういう事業の課題というものにはなります。

○荒牧委員長 他にどうぞ、ありませんか。どうぞ。

○齋藤委員 いいですか、はい。この事業は確かに、私は良いと思いますが、ここに、背景の中に、多数の倒木が存在していると、これはかなり、どこの山でもそうですけど、放置されたままなんです。これは農林事務所の問題かもしれませんが、いわゆる、そのへんからの、もう少しフィードバックした問題提起が必要ではないかなというふうに思います。台風後の倒木放置というのが、今、まだすごいですよね。ですから、そういうものが、いわゆる越流と共に流れてくるということであれば、そっこのほうの問題も、もっと、やっぱりなにかの手立てをすべきではないかなというふうに思います。それと、この事業が、まだ災害はあってませんがやりましたということですよね。だとしますと、他にももっとあるはずなんですよね、こういう箇所というのは。ですから、そのへんの優先順位というものが、どういうふうに、地元の方の要請とか、そういうものが急務であるとするれば、

やはり、地域の住民が、もっと真剣に考えなきゃいけないことかなというふうに思いました。この背景で、背景でもって決められていく問題ではない要素があるように感じましたがいかがでしょうか。

○説明者 この事業採択、まずはやはり、災害があったところは優先的にやらざるを得ないわけですね。すぐやるというかつこうです。

○齋藤委員 基本的にはですね。

○説明者 ただ、未然防止という意味ではですね、やっぱり溪流の大きさとか、後、土地利用状況、人家とか、やっぱり、土砂災害は基本的に人命に直結するものですから、人家とか、家屋があるところを優先的にやるというのが基本になります。そういう意味で、ここは、直下流にですね、こういう家もあって、地元から要望もあったということで、そういうふうにして、毎年何箇所かやっていますから、新規箇所も毎年何箇所か、4、5箇所やっているんですよ。そういうふうにして、やっぱり、危険度の高いところ、ようするに、保全すべきところがあるところから優先的にやっていくというのは、対象箇所決めるときには気をつけてやっているということでございます。

○齋藤委員 では、この事業は結構、いくつかあるんですか、県内でも。

○説明者 県内あります。県内20弱ぐらい、毎年やってます。で、だいたい4、5箇所づつが終わっていくんですよ。で、ずっと新規箇所を入れていくようにしています。

○牟田本部長 こういう事業はですね、終わりということがないんですよ。山はですよ、崩れるものなんですよ、基本的に。その山の形が100年も200年も同じ形であるということはないんで、やっぱり、造山運動で、こう陸地が高まって、昔、理科の教科書で習ったように、溪流は必ず崩れていくという仕組みがあるんですよ。で、本当はその、崩れるリスクがあるところの下には、人家を作らない、あるいは、そこで生産をしないというのが、一番お金のかからない方法なんですけど、やっぱりそれは、100年に1度とか、50年に1度とか、非常に人間の生活リズムから言うと長いターンで来るので、知らず知らずに、そういうところに、やっぱり生産の場、あるいは生活の場を設けてきているんで、そのところで、まあ、そこを立ち退かせるのが一番いいんですけども、それが、現実的にはかなり難しいということで、応急的に、こういう砂防えん堤で、そのリスクを取り除かざるを得ないというのが現状なんですね、たぶん、ここを造って、次の谷が、また危なくなるので。

○齋藤委員 ようするに、この、この間の岡山の問題も、普通の素人の考えからいけばですよ、なぜそんなところに老人ホームを作らないといけないのと、許可したのと、逆に思ったものですから。そういう問題もあって。

○説明者 やっぱり、知らなかったというのが一つにはあるんですよ。結構山際にあるんですよ。県内もありますけど。

○齋藤委員 そうですね。

○牟田本部長 皆さん、地形は未来永劫安定と思っておられますけどですね、やっぱり20年、30年とか、100年単位で見ると、必ず山は動くということを前提として、やっぱり考えないといけないということだろうと思いますけどね。ただ、こんなところがなぜ崩れるかというところが崩れるんですよ、災害というのはそういうものですね。

○齋藤委員 自然の怒りですね。

○荒牧委員長 今、佐賀県さんの、いわゆる、こういう土石流も含めて、いろんな、斜面危険地帯というのは、どれくらいを指定されているんですか。

○説明者 えっと、約9500です。

○荒牧委員長 9500。それくらいの中で、結局、先程本部長が言われたみたいなやつで言うと、結局、ここはもう住まない方向に動かしていこうという、いわゆる計画論的なものというので、できそうなところはあるんですか。あるいは、頑張っているところというのは。そういう方向で動いているところ。

○牟田本部長 新築は認めてないね。家屋。

○説明者 いえ、そこまで、まだ行ってないです。

○牟田本部長 まだ行ってない。

○荒牧委員長 都市計画法としてはあるんですよ。都市計画法の側には、そういう土石流危険地帯であるとか、そういう公が指定した場所には許可しないことがあるということになっていて、するかしないかは別としてね。だから、そういうのはあるんで、きちっとした指定されたところは、可能性は非常に高いと思うんだけど。

○説明者 実は、県内にはないんですが、土砂災害特別警戒区域という法指定があるんですけど、その区域に指定すればですね、新築するときに新たな構造、ようするに頑丈にしろというふうなものの規制は出てくる箇所があります。ただ、そういう箇所は、まだ、県内には実際ないものですから。

○荒牧委員長 ないんですか。結局、先程の、土木の、今の評価の悪さ、低さの一つに、この、いわゆる砂防ダムというのがあってね。見かけが悪いというのが、まず第一あるわけね。その、見た感じが、いかにも、なにか頑丈そうで、しかも、なんというか、水は溜まってないから水の風景はないし、それから、倒木がそこに流れていて薄汚いというやつなんですよ。だけど、皆さん達の、プロフェッショナル、技術屋の中で、この砂防ダムに変わるような、なにか方法論というのはいないんですか。

○牟田本部長 ないです。家を、もう、引っ越していただく以外は。

○荒牧委員長 だけど汚いもんね、やっぱり。

○牟田本部長 穿った見方をすれば、昔から土石流は発生していたし、人も死んでいたというのが自然だといわれればですね。しかしそれは、今の時代は通らないだろうと。

○荒牧委員長 砂防というのは英語の単語ですよ。

○齋藤委員 あ、そうですか。

○荒牧委員長 はい、辞書に載ってます。ですから、砂防というのは世界に冠たる日本の技術なんだけど、いかにも評判が悪いのは、やっぱり薄汚いというのが、一番あるんですよ。

○牟田本部長 それとやっぱり、溪流を分断するということ

○説明者 ここは、少し景観に配慮してるんです、ようするに、自然施設みたいにですね、景観上の話ですけども、少しは見栄えがいいようにはしているんですけど。

○齋藤委員 グリーンに塗るとか。

○説明者 いやいや。

○荒牧委員長 だから、我々が造る土木構造物の中で、その自然の中に置いたときに、これだけ大きなますのコンクリートが必要なわけですよ、土石流をとめようとすると。だけど、それがなにかマッチしてないんですよ、渓谷の中のあれに。だからもう、いかにも、その見た感じが良くないというのがあるんだけど、他に方法ないですか。牟田さん何か思い浮かばない。

○井山副本部長 これはやっぱりですね、現地ですね、これがいったいどういう役割をしている施設なのかということについてですよ、まったく説明が無いんですよ。一部ですね、直轄の砂防事業なんかで、丁寧にですね、このダムというのはこういう役割をしておりますと。これは、確かに通津浦々、この後出てくる治山のえん堤もあります。これは砂防のえん堤ですけどもね。それは、やっぱり山奥に忽然と現れて、仰るように見栄えが悪かったり、もうこれは、でも、やっぱり防災のための山の一部だというふうに思ってもらわないといけない。ただ、それはなかなか、議論が飛躍しているので。やっぱり現地に、こういう意味合いのものとかですね、丁寧に。これは、万が一の備えですのですね。いつもいつも機能しているわけではないにしてもですね、そういう、ちゃんと、丁寧な説明みたいなものは、やっぱり緻密にやっていかないと、理解されないかなという感じがします。山奥へ入ってくると、もう釣り人だとか、ハイカーとかから、何か眼の敵にされるような。

○荒牧委員長 説明責任というやつですよ、今流行の。この前テレビで、砂防ダムをね、削岩機でガンガン壊している映像が出ていて、しかもそれは、すごく良いことである風景に写ってましたけど。それを、まだ佐賀県さんは営々として造っておられるという、逆のイメージになっていくと思うんだけど、今仰ったように、やっぱり我々は説明しきれてないんですかね。どうだろう。

○牟田本部長 やっぱりですね、砂防えん堤が必要なような渓谷はですね、通常は物凄く環境がいいですよ。綺麗ですね、奇岩があってですよ、水がさらさら流れて、皆そこに住みたいですよ。

○荒牧委員長 ですよ。これを造ることによって、ぶち壊してますもんね。

○牟田本部長 ただ、一旦豪雨が来ると一変しますので、そういうところのリスクを、や

っぱり理解して、説明していただく。

○荒牧委員長 先程の老人ホームのところなんかね、土砂に埋まった。きっと素敵な場所だったから選ばれたというのもあるでしょうね、土地が安かっただけではなくて。溪流のところって確かに綺麗なんですよ。

○牟田本部長 そうなんですよ。だからですね、今、特老とかですよ、そういう老人ホームとか建てられるところはですね、山裾の綺麗な水が流れてる傍に建てられるんですよ。で、そこが危ないんですよ、私たちから言わせると。

○荒牧委員長 やっぱりちょっと、プロの人に聞いてもらいたいですよね。

○牟田本部長 元気な人だったら、ぱっと逃げきれれるけど、やっぱりお年よりは、もうちょっと安全なところに建てて欲しいなという気がしますけど、土地が安いでしょう、景観がいいし、環境がいいですよ、空気が綺麗で。

○荒牧委員長 溪流が流れてますもんね。

○牟田本部長 はい。だから、通常は物凄くいいところなんですよね。

○川本委員 でも、この写真見たら、それだけじゃなくて新幹線も道路も全てこういうところにあるというのは、何かちょっと怖いんですよ。

○荒牧委員長 そうですね、そう言われてみるとね。

○川本委員 やっぱり国土が狭いということですかね。これ見たら、本当にびっくりしますよね。

○説明者 特に山口が、この地区は特にそういう感じですね。狭いところにみんなあるからですね。

○牟田本部長 何故、そんなところに老人ホームを建てたのかという感じがしますがね。

○川本委員 去年でしたかね。鳥栖のあたりで壊れたでしょう。

○齋藤委員 高速道路ですね。

○川本委員 高速道路が埋まったでしょう。あれも、こんなものだったんですか、佐賀の、

○説明者 そうです。あれも土石流です。

○川本委員 あれも土石流ですね。だから、新幹線とか高速道路とか通っているのは安全な地帯だろうと私たちは思ってるんですよ。

○荒牧委員長 いえ、とんでもありません。

○牟田本部長 それは、リスクは抱えてますよ。

○川本委員 でもあの時も、たぶんこの前も言ったと思うんですけど、あの時、私高速道路で移動してて、

○荒牧委員長 仰ってましたね。

○川本委員 あんなに雨だから、高速道路は、なんだか安全だろうというのが頭の中にあっただけですよ。

○牟田本部長 新幹線はですね、すぐ止めるんですよ、ちょっと雨が降ったら。

○川本委員 そうですね、止まりますね。

○説明者 あれは決まっていますもんね、時間雨量が何十ミリになったら止めるように。

○牟田本部長 それから山のところはほとんどトンネルでぬいてるんですよ。だから、比較的安全です。

○齋藤委員 すごいトンネルの数だもんね。

○牟田本部長 切りとおしで新幹線ぬいてるところは、あまりないのでですね。

○荒牧委員長 事業の必要性については、皆さんご理解をされているようですが、なんとも、我々土木の側から見ると、やっぱりちょっと、今、ダムについて、これもダムですから、ダムについて、全般として、非常にアゲインストの風が吹いてますけど。やっぱりなにか、もうちょっと言うと、先程仰ったように、説明するとか、何かやっぱり、その効用についてきっちり、なにか、少なくとも現地には、この、むくつけき構造物の横に、やっぱりもうちょっと、そういう、景観形成と仰ったけど、それと同時に説明をきちっと果たすということが必要なのかもしれないですね。そういうことができてないから、むくつけきなにかということだけが、皆さんの印象に残るのかもしれないという指摘は、そのとおりかなという気がしました。

それでは、どうもありがとうございました。次にうつらせてください。

○説明者（森林整備課箕輪課長） 森林整備課長の箕輪でございます。よろしくお願いたします。

私どもの方から環境防災林整備事業の白川地区というところでございますが、その前に、今回、私ども森林整備課のほうの事後評価対象箇所としてはですね、39から42まで、4箇所ございました。1箇所は林道事業ということで、林道は、これまで多くのご議論をいただいているので、まず除きまして。治山事業という大きな事業の中から、今回、この白川地区を選んでございます。その理由としてはですね、本地区、治山事業については、基本的に県が実施主体となって、引き続き、その施設についても県が管理をしていくところなんです、本地区については一部森林整備を行っておりまして、その森については町、有田町が管理をする山であるというところでですね、町と、市町の管理のあり方というような点についてですね、ちょっと着目して評価をしているところでございます。

具体の中身に入ってまいりたいというふうに思います。本事業の概要でございますが、事業名は環境防災林整備事業、地区名は白川地区で、所在地は有田町の白川というところで、いわゆる昔の有田の町からですね、2kmほど北に行った、有田ダムの周辺地域に位置するところでございます。事業は平成12年度から15年度までの3カ年間。事業費としては、5264万4千円ということで、こちらの工期、事業費については、概ね、最初の計画どおりに完了をしたところでございます。具体的には、治山ダムを2基、2個ですね、あと、流路工といって水を流す水路みたいなものを26.13m、そして、山のほうの森林整備を1.26haやったところでございます。

具体の位置ですが、こちら側、一番下がですね、有田の市街地になります。で、有田の市街地から北のほうへ2kmほど行きますと、有田ダムというのがあって、有田のダム湖があるというところがございますが、そして、ここにマイセンの森ですね、有田町と姉妹都市になっておりますマイセン、マイセン磁器のマイセンですね。その友好の関係を表すということで、マイセンの森というものが有田町によって整備されてるんですが、その上流域に、谷止工、これが、いわゆる治山ダムですね、それが1基。あと、その周辺の森林を、あわせて0.26ha整備しております。あと、若干下流に行きまして、ここに、有田のダム公園、いわゆるキャンプ場などが整備されていて、その対岸になるんですが、こちらには、水を流す流路工というのが26.13m。また、その周辺の森林整備を1haやっております。あともう一つが、ちょっと離れるんですが、ダムの下になるんですが、ここに浄水場があって、やはりその上流域に治山ダムというものを1基入れてございます。

こちらの事業を実施した背景でございますが、実は、このダム湖の周辺についてはですね、昭和56年から58年に生活環境保全林の整備事業というのをやっております。これは、同じ治山事業の中身の一つでございますが、いわゆる森林のほうの荒廃した部分を直すということ、治山ダム等を入れて直すと共にですね、ちょうど、この有田ダムが、周辺がですね、景観もいいというところで、多くの入れ込み者があるという中で、そういう景観にも配慮した、また、その入れ込みに対応したかたちでの、森林整備なり遊歩道整備なりを行ってきたところでございます。一旦、56年から58年、3ヵ年かけて実施し、山のほうの整備もしたんですが、その後、雨等が降る中でですね、溪流が腐敗して、この、実際写真にあるんですが、岩がむき出しになって、土砂とか、石が流れていくというような溪流が出てきたり、また、森林の整備がされていない過密化したような森林が見られるようになったと。そのため、森林が果たしております、防災機能とか環境保全機能の低下が危惧される中、本事業によって、そこらへんの、ある意味、修復を行っているというものでございます。

本事業の目的としては、治山ダム、流路工というものと併せて森林整備を、一体的に整備をするということで、山全体の防災機能の発揮を図るということ。そして、森林の整備をする中で、環境保全機能、その、人が多く入るという中で、より身近にですね、森林に入っただけのようなかたちでの、森林作りをしていくというために、本事業を実施し、そういう目的を達成するために事業を実施したところでございます。

本事業を実施することによって、生活環境的にはですね、治山施設等を施工することによって、先ほど川が崩れておりましてけれども、そこから出てくる土砂量を少なくすると、また、森林の整備をすることによってですね、森林の下に草が生えて、いわゆる土砂、こちらについても、土砂をですね、抑制していくと、このような効果があったかなというふうに思ってますし、また、森林整備にあたってはですね、いわゆる広葉樹、色がつく広葉樹など、イロハモミジ等を植栽することによって、ダム湖と山の一体的な、彩りのある景

観をつくっていくというようなこと、また、過密化した森林を整備する、明るくしてやることによって、多くの方が山の中を歩いていただけるように、そういう利活用の向上につながっていくと、そういうような環境の変化があったらというふうに考えております。

事業を巡る社会経済情勢の変化でございますが、森林に対する、働きに対する期待、社会的な変化というものを、若干、こちらで整理してみました。これは世論調査の結果なんです、下のグレーの分が平成15年の調査、上が19年の調査で、ちょうど、この事業をやった時とかぶるというところで、その資料を今回、載せさせていただいております。森林に対する、期待する機能、上位5つの項目を上げておるんですが、全般的に、やはり、森林に対する期待というのは高まってきている。特に、地球温暖化防止に対する期待というのがですね、平成15年は四十数%だったのが54%と、大きな伸びを示している。これはやはり、地球環境の変化を皆さん実感される中で、特に温暖化防止に対する役割というのを期待されているのかなというふうに思います。本事業の関係するところでは、水資源の確保というところが、まずあります。こちらについても伸びているということ。そして、心身の癒し、安らぎ、こういうものを求める、森林に求めるという方もですね、ある程度多くの割合の上昇が見られると、3割以上の方が、そういう場として森林を見ている、そういう機能を期待しているというところで、今回、本事業のですね、重要性というのは高いのかなというふうに思っております。

実際整備いたしました施設の維持管理状況でございますが、冒頭申し上げましたように、治山事業原則としては、治山施設は県で作りまして、その後の維持管理も県で行ってございます。で、実際、定期的に点検等行っているんですが、今のところ機能は十分に発揮されているというところでございます。で、森林の整備をあわせて行っているんですが、本森林については、有田町が持っています有田の町有林、町の、ようするに山でございまして、有田町のほうが管理を、引き続きさせていただいております。

続いて、県民のご意見というところなんです、防災機能を発揮するという点で、その点についてはもちろん県民の方から、こういう治山ダムを設置して欲しいというご意見をいただいているんですが、今回、この箇所についてはですね、本地区、黒髪の県立自然公園の中というところであって、景観に配慮していただきたいというお声が来てございます。で、この前の、砂防ダムのご議論であったかと思うんですが、実は、私共では、そういう地域についてはですね、これちょっと、なかなかわかりにくいんですが、これ、コンクリートを打ちっぱなしではなくてですね、実は、コンクリートを打つときに、その枠として木を、木で枠を作って、その中にコンクリートを流し込むんですけれども、それを、木の枠を、そのまま残しておくということで、外見上は木が、木の部分しか見えないというような形で、治山ダムを施工してございます。ちょうど先程の議論で、いわゆるコンクリートの打ちっぱなしよりも、ある程度木の温もりが感じられる。こういう大きな構造物があると、それ自体、若干違和感はありますが、それでも、山の中にあればですね、色目的に

も茶色ですし、違和感が無いような感じになっているというようなことでございます。で、もう一つですね、流路工、いわゆる水を流す水路のようなものなんですが、こちらについてもですね、現地発生材、この現場で出た石を割って、それを底の面とか、横の面にですね、貼っていくというようなことで、こちらについても、いわゆるコンクリートの三面貼りで、そのまましておくのではなくて、こういう発生材を使って貼っていくことによって、景観的にもマッチするような形での施工というものを行っているところでございます。

で、事業の効果といたしまして、直接的効果といたしましては、森林の機能が回復して、防災機能や水源かん養機能、また、保健休養機能の向上が図られたのかというふうに思っております。具体的な数字で言いますと、治山ダムにおいては、土砂を抑止するというところで4,760 m³ぐらい、また、森林による土砂流出防止というのは、年間で385 tぐらい抑止しているんじゃないかなというふうに考えてございます。若干、さっきの砂防事業と治山事業、実は似ているようなものを、皆さん造っているように思われると思うんですが、端的に言うと、治山事業については、より山側に造ってございまして、その目的としては、いわゆる山が、そもそも崩れるのを防ぐと、いわゆる発生源対策という位置付けでございます。砂防については、一方で、町に近いほうで、いわゆる待ち受けというか、待って止めると。治山については、そもそも崩れた箇所を、より崩れるのを防ぐというところですね。こういう治山ダムを造って、その後ろに土砂が堆積するわけですが、治山ダムについては、基本的に、もう完成時点で後ろについて、こういうふうに土が全て埋まっているという状況を作り出します。これはなにを意味するかというと、いわゆる元の勾配が、急斜面があるわけですが、この斜面をなだらかにしてやるという効果があって、なだらかにすることによって、この上に、徐々に土砂がたまっていくというようなことがございます。それで、ある程度大きな雨が降ったときには若干の土砂が流れる。少しずつ流しながら、また、たまっていく。そういう自然の、ある程度、力をうまく活用しながら山を押さえっていくというか、この部分ではなくて、この上の部分まで、まず縦方向には、山を押さえっていくということですね。あと、土が溜まることによって、いわゆる、横サイドのですね、山を押さえることができるといふ効果があります。ここの縦断面、この横の断面で見ると、元々ここだったものが、上の方までいきますと、いわゆる、ここの山裾の部分が崩れ落ちていくのを防ぐことができるという効果があります。そういうことで、いわゆる発生源、これ以上土砂の崩壊を大きくしないというような効果があります。山に行って、治山ダムの上が土砂が溜まっている、もうこれはダムとしての機能を果たしていないんじゃないかということではなくて、この、溜まっていることによって機能を果たしているというところで、他のダムとは若干違う機能を持っているところをご承知おきいただければというふうに思います。また、森林による土砂流出防止ですが、これを概略的に示したものでございます。森林が無い部分では、やはり年間300 tとかという土砂が徐々に流れていきますが、森林を整備することによって、木があるということ、あと、山の中の木の

下にも草がはえるということで、土砂が流れ出るのを防ぐということが、そういう効果が発揮されるというところでございます。あと、間接的効果についてはですね、癒しの空間を提供するというところで、ダム湖の水の水色と山の緑と、また、山についてもですね、彩りの山を作るということで、そういう癒しの空間を今回作られているのではというふうに考えてございます。

本地区の地域住民との関わりでございますが、この地域内にはキャンプ場、林間広場、冒頭ちょっと申し上げましたマイセンの森というものが、これは有田町によって整備をされてございます。ここに桜などが植えられているというところで、多くの方が訪れてございますし、あと、地域の緑の少年団、白川の緑の少年団というのがございまして、そういう子供たちが、この地域の清掃活動とか野外学習の場として利用されているというところでございます。

今後の課題でございますが、森林の成長を促進させ、その機能を維持していくという、森林は引き続き適切な保育というのが必要となってくるというふうに考えております。今回この地区については、その森林については有田町が管理を行っているというところでございます。それで、なかなか市町の財政状況も厳しくなるなかで、やはり有田町単独では、なかなか管理が、今後行き届かなくなっていくというようなところでですね、今後は地域住民や地元企業との協働意識の向上を図って、連携協力して管理を行っていくというようなことが必要なのではないかなというふうに考えてございます。

そういう中で、実は今、治山事業については、冒頭申しましたように、基本的には県が物を作って維持や管理をしていくというところで、事業評価の、新規の評価のところですね、事業の実施環境、いわゆる地元からの要望とか、市町の取組に対する状況とか、そういう点については評価をしているわけですが、今後、こういう県が管理する以外の部分がある地域についてはですね、整備後の、こういう維持管理体制、地元関係の参加条件等について評価をしていくと、その様なことも必要ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○荒牧委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ありましたらお願いをいたします。

前回、なにか、再評価の時にどこかの箇所で、課長さん説明してもらいましたよね。なにかそれと同じような種類の事業ですよね、そう思っていますか。いろんなところに倒木があったりするやつをなおしたり、それから、危なくなったような溪流を押しえたりという、そういうような事業の一環ですね。

○説明者 そうですね、はい。

○荒牧委員長 この前、有田の方だったですか、どこかで見せてもらいましたよね、現地見学に。

○齋藤委員 鳥栖に行きませんでした。なにか、山をずっと。

○説明者 林道を

○齋藤委員 林道ですね、はい。

○荒牧委員長 その時でしたかね。なにか、そういうのと一緒のような気がするけど。これは、なかなかたいへんな作業ですね、こつこつとやっていく。この場合は、いわゆるマイセンの森というのが、一つの守るべき対象というか、それと一貫して、

○説明者 基本的な対象としてはダム、有田ダムとかですね。

○荒牧委員長 そういう感じで、よく理解できるんだけど。こういう状況というのはいっぱいありそうな気がするから。

○説明者 そうですね。これも先程、ちょっと言ったように、特に最近雨の降り方がひどいんですね。局地的に大雨が降るといって、やはり、どうしても山が崩れると、その復旧というのは、必要な箇所がなかなか減っていかない状況です。

○荒牧委員長 今は、やはり後追いのほうが多いですか。

○説明者 後追いが、そうですね。はい。

○愛野委員 すいません。

○荒牧委員長 どうぞ、お願いいたします。

○愛野委員 こういう治山ダムとか砂防ダムですけど、いろんな土石流だとか土砂が流出して、それが溜まった後でも効果があるというような話だったんですけど、最終的には、もう一回溜まった部分を掘り起こしたりとか、流出をさせたりとか、そういう作業というのはあるんですか。

○説明者 治山ダムについては基本的にはないです。溜まることによって勾配、山が勾配が急ですけど、それをなだらかにするという効果とか、両岸を抑える、岸を押さえるという効果があるので、

○愛野委員 では、もっと遠い将来は埋まってしまう可能性もあるわけですか。

○説明者 埋まるということは、基本的にはないと思いますけど。

○愛野委員 現段階で治山ダムが、もう埋まってしまっているというのはない。

○説明者 基本的にああいうかたちで、いわゆる土を溜めるところまでは、もう充分溜まっている状態です。

○愛野委員 でも、将来、まだ流出が続いたりして、乗り越えていく、溜まっていかなくなる。

○説明者 そうです。それはある意味、もう許容しているというかですね、それは自然に、流れる部分があって然るべきなんですね、基本的には。山からやっぱり、いくら強いといわれても、徐々に、徐々に土砂というのは流れてきている。それをある程度再現してやるというかですね、より広がらないように

○愛野委員 砂防ダムは下のほうですよ。

○説明者 そうですね。

- 愛野委員 より居住地に近い。
- 牟田本部長 砂防は浚渫を。
- 愛野委員 やっぱり、それはタッチするわけですね。
- 説明者 あちらについては、待ち受けというか、被害が及ばないように、もう人家裏ですの、それについては、やはりポケットというか、浚渫をしてやるということが必要になると思います。
- 愛野委員 わかりました。
- 説明者 役割の違いで、そういう
- 荒牧委員長 我々は機械力を持ったから、砂防ダムをまた有効活用することが可能になったもんね。昔は、機械力がなかったらとても考えもしない。それは、終わったら死ぬというふうに思わなければならなかった。
- 牟田本部長 土砂の捨て場が、ちょっと困るんですけど。なかなか最近は。
- 小野副本部長 以前は、待ち受けで溜まったら
- 荒牧委員長 溜まったらおしまい。
- 小野副本部長 溜まったらおしまいなんですけど、ようするに緩勾配になってますので、一回落ちてきたやつが、そこでスピードが落ちるわけですね。
- 荒牧委員長 落ちるよね。だから、先程の治山ダムのイメージと同じだったのを、もう少し今度は、
- 小野副本部長 それでもちょっともちきれなかったら、もう一個下に造るという感じだったんです。
- 荒牧委員長 今まではそうだったのを、もしかしたら、機械力を持ったので、もしかしたらとる可能性もあるということね。復元というやつですか。はい。他にありませんか。
- 川本委員 この、環境に配慮して木枠を残したというのが、これはでも永久というわけではないですよ。これが壊れて、腐ってしまったらというのは、
- 説明者 そうですね、腐ってくると思うんですが
- 川本委員 でも、なにかいいですね。見た感じ
- 荒牧委員長 腐ってくるのも自然だという感覚ね。この間、牟田さんが水路の防止のところに木を使うという話のときに、水路のところの木は腐ることが、それも自然だと思うことに決めたというふうに仰ったのが感動的だったんだけど。いつまでも壊れないというのは、もうあり得なくても良いのだというのは思想の転換だからね。我々はどうしても、なにか、ずっと使うものを造りたいんだけど。もしかしたら、必要があればね。これは本体、力の部分は要らなくなっているから、一番良い使い方だと思うけど。よろしいですか。他にありませんか。
- 古賀委員 すいません。
- 荒牧委員長 どうぞ。

○古賀委員 これは言葉の問題、ちょっと私わからなかったんですが、9番目にですね、新規箇所評価、再評価への反映、改善点等とありまして、一番最後のところに、～について評価する必要があるというのは、これは、この事業だけではなくて他の、いわゆる防災事業も含めてという意味なんでしょうか。それで評価するという意味なんでしょうか。この、これだけの評価するのではなくて、これ全体、事業全体の評価なんですね。

○説明者 そうですね。治山事業の中で、いわゆる防災だけに特化したものもあるんですけど、それはもう、あまりこういう点はいいのかなと思うんですけども、今回の箇所のように周りの森林の整備とかをやるというようなところ、地元の協力も得ながらやるようなところについてはですね、そういう点も評価する必要がある。管理主体が県だけではなくて町も巻き込んでいるようなところはですね。

○古賀委員 ちょっと、その文章を見てですね、中身はわかったんですけど、文章を見てわかりにくいなと思ったものですから、そういうところを、なにかちょっと加えていただくと良いんじゃないかと思ったので。

○荒牧委員長 是非、今の意図は、先程からずっと出てる、ある意味で言うとソフトウェアのところの部分の表現だったと思うので、もうちょっと、そういうところも付け加えてください。どうもありがとうございました。それでは、最後の対象の事業についてのご説明をお願いいたします。どうぞ、座ったままで良いですから、どうぞ。

○説明者（道路課田久保技術監） 道路課技術監の田久保です。宜しくお願いします。

まず最初、事業の概要のほうからですけども、事業名、特殊改良事業。特殊改良と申しますと、これは局部的な交通の隘路となっている区間の解消に向けての事業ということになっております。路線名、一般国道498号、鳴瀬橋です。所在地、武雄市橘町芦原。工期ですけども、平成8年から平成14年までです。総工事費、14億5千4百万。事業内容、延長が433m。その内に橋梁が63mあります。

この国道498号鳴瀬橋の選定理由ですけども、道路の整備方針ということで、道路課のほうでは二本柱、ここに掲げておりますように、幹線道路ネットワークの整備、それと交通安全対策。この二本の大きな柱を元に道路整備を行っております。選定箇所は、県西部地区の産業支援とか、あるいは主要都市間の交流、周辺の鹿島市とか、あるいは白石町とか、佐賀市とかですね。そういう箇所との交流を支える重要な幹線道路であります。整備前の状況ですけども、この鳴瀬橋、昭和42年に架設されておりますけれども、老朽化が進み、また、幅員も狭いということで交通の障害になっておりました。それで、鳴瀬橋の整備状況ですけども、現在におきましては、橋梁の耐震の基準に基づいた状況になっておりますし、また、幅員についても正規の拡幅、あるいは歩道の設置を行っております。選定理由ですけども、国道498号のボトルネック箇所の解消。交通の渋滞の解消。それと、歩行者、通学者の安全。そういうものを確保するという事業でありまして、一番最初に申しあげました道路の整備方針。この方針に合致した事業ということで選んでおります。

佐賀県ですね、幹線道路のネットワークを、これは掲載しておりますけども、ご存知かと思っておりますけども、これの、長崎自動車道。これを背骨といたしまして、南側のほうに有明海沿岸道路。それと、北側のほうに西九州自動車道。それと、その三つを東西に結ぶように佐賀唐津道路。それと、今回の国道であります、国道498号。これらの道路を有機的に結ぶことによってですね、県内の交友関係、あるいは、その都市間の連携強化。こういうのを考えております。ちょうど、この鳴瀬橋というのがここにあたります。武雄北方インターがここですので、その少し南側ですね、この地点であります。もう少し詳しく、拡大したのがこの図で、ちょうど鳴瀬橋がここですけども、武雄市街地がここですね。国道34号。国道498号は鹿島市、下のほうの鹿島市から武雄市を通過して伊万里市に行きますね。それと鳴瀬橋の、これは六角川に架かっておりますけども、そのこちらのほうですね、東側のほうにあたりますけども、武雄福富線。これがちょうど、この498号と交差して、その交差点の北側の付近ですね。ここに鳴瀬橋があります。ここから上のほうに430m程ですけど、この間の事業です。

背景と目的ですけども、この路線というのがですね、鹿島市から武雄市及び伊万里市を結び、鹿島市や武雄市の南部地域から長崎自動車道の武雄北方インターへのアクセス道路でもあるため交通量が多く、通勤時間帯においては慢性的な渋滞をおこしておりました。橋梁部において幅員が非常に狭かったものですから、その一因で渋滞が慢性化しておりました。かつ、歩道もなかったということで、朝夕においては、通学時に歩行者、あるいは自転車通学者というのが危険な状態でありました。このことから、そういう問題ということで、次に、課題のほうに移るわけですけども、通行車輛の円滑な通行の確保、それと、自転車や歩行者の交通安全の確保。この二つが課題でありました。その対策として、車道の拡幅及び右折レーンの設置。それと、自転車歩行車道の整備による交通安全対策を行っております。

これが整備前の現状写真ですね。幅員が6mで、本来からいけば車道としては最低限、片側2m75cmと考えた場合でも5m50cm。ということになると、もう両サイドにはほとんど余裕が無いということで、歩行者あたりは特に危険な状態でありました。

これが架設地点ですけども、旧橋が、現在の新しい橋の下流、すぐ直近のところにありました。それを今度、新たに新設ということで、上流の方に架設をしております。こちらのほうが佐賀、白石町や佐賀市の方に行きます武雄福富線ですね。国道498号は上の国道34号からこちらのほうに来まして、これから西の方に行きます。鹿島のほうですね。これが国道498号です。幅員ですけども、整備前というのは全幅で6mです。最低の車道幅員ということで、2車線の場合は最低幅員2m75ありますけども、2m75を両サイド取りますと5m50で、その一番端のほうには25cmしかないということで、歩行者は非常に危ぶまれたところでありました。整備後がこちらですけども、総幅員15m。3m25cmの車道を二箇所、それと、真中に右折レーン3mですね、で、歩道の3.5m、

縁石入れて3.5m、それと、1m25の路肩を設けております。

社会経済情勢の変化ですけれども、交通量の推移ということで平成11年と17年の比較をしております。武雄福富線につきましては、交通量が11%増加しております。一方、国道498号につきましては、日交通量が23%、このように増加しております。その後の周辺の経済情勢の変化ですけれども、ここにですね、大型のショッピングセンターとか、こちらにも大型のショッピングセンターができております。それと、最近の新しいものでは、ちょうど国道34号、こちらの、この部分ですかね、武雄市民病院の移転先ということで、ここに建つようになっております。

整備の状況ですけれども、こちらの方が整備前ですね。無理やり中央線を引いたような状況ですけれども、非常に路肩が狭くて危ないというのがわかります。今現在はこちらの写真ですけれども、3m50の歩道を設置しております安全に通行できるようになっております。また、車自体につきましても、右折レーンを設けたことによりまして流れがスムーズになっております。先程申しましたように、右折レーンの設置により車の流れが良くなった、渋滞が緩和されたということですね。それと、歩行者の安全が図られているということです。

維持管理状況ですけれども、これは全般的なことですけれども、県内道路におきましては定期的な道路パトロールを行っております。交通量によって若干違いますけれども、だいたい週に2回ほどですね、道路に異常がないかの点検を行っております。こういう、落下物の撤去とか、死骸の処理とか、局所的な補修関係、必要に応じて適時行っております。それと、橋梁の維持管理関係につきましては、平成21年ですけれども、長寿命化修繕計画、これを策定いたしまして、これからですね、予防的な修理によりまして維持修繕を行うことにしております。基本的には、定期的な点検を5年に1回行って、橋梁の状況、どういう状況かということを見極めまして、必要な場所については速やかに補修等を行うようにしております。で、この橋梁ですけれども、上部工ですけれども、これにつきましては、コスト削減の観点も取り入れまして、耐候性の鋼材、ようするに塗装の塗り替えの必要がない、そういう鋼材を使いまして架けております。

県民の意見ですけれども、メリット、デメリット。メリットにつきましては、車道が広くなって、すれ違いがスムーズになり安全になった。右折レーンが設置されたことにより右折待ちによる渋滞がなくなったとか、自転車歩道車道の整備により安心して通学できるようになったということですね。これ、デメリットということでここに書いてありますけれども、当然、整備されたことによりまして快適に車が通行できるということで、若干スピードを出す車が増えて危険を感じるという、そういったご意見もありました。

整備の効果についてですけれども、まず1番目としてですね交通の円滑化。これにつきましては、先程申しましたように交通量が、武雄福富線、国道498号とも増加しておりますけれども、特に国道498号、こちらの方につきましては32%の増加ということで、鳴

瀬橋自体が非常に幅員が狭くて、大型車同士のすれ違いというのが非常に危なかったんですけれども、この鳴瀬橋ができたことによって大型車がこちらのほうに回るということで増加をしております。それと、ピーク時の旅行速度の向上ですけれども、この鳴瀬橋の地点からですね、南のほうに約5 kmの地点で、県道の武雄塩田線と交差する交差点ですね、榑崎交差点。それから、この地点から約1 kmほど北側のほうの地点で国道34号の交差点、二俣交差点ですね。その間約5.4 kmありますけれども、この区間のピーク時の旅行速度、これが約2割、平均旅行速度が38 km/hから46 km/hにアップしたということで、2割ほど向上をしております。整備効果の2番目ですけれども、安全安心の確保ということで、この橋梁自体がですね、元々20 t加重対応の橋梁が25 tに性能がアップしたということと、もう一つ耐震性能、兵庫県南部の地震相当の地震におきまして、耐震に基づく構造物ということで、そういう性能を増しております。2点目ですけれども、自転車歩行車道の設置によりまして歩行者等の安全の確保がされております。

今後の課題と改善ですけれども、この事業におきまして、事業用地等の用地買収等が、当然伴ったわけなんですけれども、その時、一部地権者の方との交渉が長引いたというところがありまして、道路を、なにしろ円滑に、スピーディーに整備を進めていくにあたっては、用地の取得というのが一番の大きな課題ですので、それに向けての対応策ということで、平成18年度に道路事業における合意形成の進め方というのを策定しております。これに基づいて今現在は関係地権者等において十分な説明責任を果たしながら、合意形成に向けて、その後、長期化しないようにということで、今、進めております。そのための、指針です。これを18年度に作っております。今後、これに基づいて事業の進捗を図ると同時に、事業効果の早期発現がされるようにということで進めております。今後の課題と改善の2点目ですけれども、当初の総事業費と完成時の事業費ですが、約1.5倍ほどとなっております。この要因ですけれども、この地点というのが軟弱な地盤のところでの工事ということで、そのための対策、地盤改良工事関係ですね。地盤沈下とか、地すべりの対策工事を、当然行わなくてはならなかったんですけれども、その工事の範囲関係について若干調査が不足していたということで、工事の範囲が広がって事業費が嵩んでおります。このようなことから、計画策定時にもう少し的確な調査を実施し、全体事業費の信頼性を高める必要があると考えております。このようなことから、適切な事業計画の立案が可能になるように、こういった信頼性を高めるというのが一層求められていると考えております。

○荒牧委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ありましたらお願いをいたします。どうぞ。

○古賀委員 今、最後に仰られた、事業費が5割ほど上昇したという、地盤の問題等があったというお話だったんですけど、最初、こういうものを策定される時は、ある程度そのあたりを調査されたうえで決められるわけでしょう。それはわからなかったんですか。

○説明者 そうですね、そのあたりの精度と申しますか、当然地盤改良が必要ということ

はわかっているわけですが、ただ、そこでもう少し範囲を広めて、どこまですべきかというのをもう少しつめておいたら違ったと思うんですけども、そのあたりの狂いがあったということですね。

○川本委員 すいません。

○荒牧委員長 どうぞ。

○川本委員 それに関してですけども、1.5倍ぐらいになった予算変更ですけど、また、すぐ予算がつくものですか。

○説明者 事業中の箇所というのは、当然ながら早く終わらせて整備の効果を発現させるというのが大前提ですので、場合によっては新規箇所に予定していたものを少し遅らせたとか、そういうこともありますし、この時期だったら、追加的な補正というのが国のほうであっておりましたので、そういうのを利用して早く終わるとか。そういうことを考えて、この工事については対応しております。

○川本委員 では、つきにくいようなところには、最初ちょっと低めに見積もっておいて、こういう手もあるということ。

○説明者 いいえ、そういうことはありません。

○川本委員 そういうわけではないですね。そうですか。

○牟田本部長 昔々は、そうしている人もいた

○川本委員 今は、もうないですね。

○小野副本部長 昔は、小さく生んで大きく育てようなんていう言い方もあったんですけど、今はもう、とてもそういうことは。

○川本委員 いえ、なにか、大幅増ですからね。

○説明者 はい、そうですね。

○荒牧委員長 5割は大きいよね、いくらなんでも。5割だよ。軟弱地盤というのは全体の工事費の2割ぐらいでしょう。全体の基礎工のところの部分の。結局、盛土が滑るとか、そんな恐れがあったということでしょう。

○説明者 沈下と滑りですね。

○荒牧委員長 だから、構造物のところはほとんど考えられないから、たぶん、盛土部のところのデザインが、影響範囲が広がってしまったということですよ。

○説明者 ここはちょうど直轄の六角川、国のほうで管理されている堤防がありますよね、そちらの方への盛土関係もあるということで、そちらの方への地盤改良、これも範囲的には必要になったということがあります。

○荒牧委員長 ちょっと、それにしても少し、やっぱり一番最初の調査が杜撰すぎるというか、ここはもう軟弱地盤であることは百も承知のところですよ、皆さんプロであれば。あそこは有明海ですから、潮があそこまで上がってくるところだから、当然、軟弱地盤であることはご存知だったと思うけど。先程仰ったように、やっぱりちょっと5割は大きす

ぎるのではないかという感じがしますけどね。だからやっぱり最初のところで、相当調査費を、何もないと調査費というのは使うと損というイメージがあるもんね。

○説明者 そうですね。

○荒牧委員長 だけど、ここはやっぱり、あらかじめやばいところだよねというのは、なんとなく理解できる場所だから、最初からやっておかなければいけなかったらというのがありますね。後からやるとどうしても高くなるから。どうぞ、他にありましたら、よろしくをお願いします。どうぞ。

○村田委員 塗装の必要の無い鋼材というのが出てきて、維持管理費は安くなりますけども、これ自身は普通の鋼材に比べて投資は何倍か高いんですか。1.5倍とか。

○小野副本部長 そんなに高くないです。

○牟田本部長 2割ぐらいだと思うんですけどね。

○荒牧委員長 2割ぐらい高いですか。

○村田委員 2割高いぐらい。

○小野副本部長 最初、出始めの頃はですね、確か2割ちょっとぐらい高かったんですけど、今ずっと落ちてきてますので、あまり変わらなくなってきました。1割ぐらいかな。

○牟田本部長 ただ、色は選べないんですよ、あんまり。だいたいくすんだ色。

○村田委員 鉛の池とかに漬けるんでしょう。どぶ付けとっているあれでしょう。

○小野副本部長 いや、違います。

○牟田本部長 錆をですね、最初からつけておくんでしょう、基本的には。

○説明者 最初から安定化錆をつけるような加工をしてあります。それ以上進まないようにするということです。

○牟田本部長 だから、どうしても錆色系統になる。

○荒牧委員長 錆色しかできない。

○小野副本部長 赤茶けた色しかできない。

○牟田本部長 だからブルーの鮮やかな色で塗装使用というところは、もうだめなんです。

○村田委員 はい、わかりました。

○荒牧委員長 よろしいですか、他にありませんか。えっと、最初に見せられた全体の地図をちょっと見せてもらえませんか。今、例えば鹿島から行くと、高速に乗ろうとすると武雄に来ますよね。そうすると今の道路を改修したということは、鹿島の人達にとっては、道路のボトルネックを解消して道路に繋がりがやすくなった。えっと、伊万里から来るとどっちから、どう乗るんですか、武雄北型インターに。

○小野副本部長 国道498号を走ってきます。

○荒牧委員長 今、498号で来ると武雄市の市街地に入ってくるところで物凄く狭くなっていて、とてもじゃなく通れないじゃない。で、たぶん東側に避けますよね。たぶん皆さんは。

○小野副本部長 川上のところから県道がありまして、そっちに乗ります。

○荒牧委員長 剣道に乗るでしょう。だからたぶん、これ、498号をこういうふうに提示しているということは、これからどうされるのか知らないけど、あその場所をそのままにするというのはあまり得策ではないような気がするんですね。だから、そのまま真っ直ぐ行くのではなくて、一回国道ときょうごうして、34号ときょうごうして、県道の方のところを幹線道路に整備するということは可能なのではないですか。いや、僕が一番言いたいのはね、498号を地域間の幹線道路と定義するのであれば、一番最初にすべきようなところは今のところと、それから、武雄市内から伊万里へ行くところの入り口のところ。あそこを一番最初にしなければ、皆さん達が定義されている、498号を地域間の幹線道路として整備するということに合致しないと思うんですね。ところが実際にはそっちを通らなくて、高速を使うとすれば県道の方を通るでしょう、きっと。そうするととにかく、定義を変えたほうが良いんじゃないかという気がしない。だからいつまでも498号をああいうふうに定義しているというのは、あその入り口のところはどうしても気になってしょうがなく、先程定義されたみたいに、ここのネックの部分と北側のネックの部分を解消しないといけないわけでしょう。そうしないと今言ったあばら骨というのかな、背骨があってあばら骨を造るという構想でやっておられると思うんだけど、伊万里から来られた人達は県道の方にまわって高速に乗るでしょう。

○小野副本部長 北方朝日線を通って乗られます。

○荒牧委員長 そうですね。だからそのあたりところの定義はもう変えてしまわないと、あそこ多分ずっとあのままだと、いつまでたってもできないという感じがしませんか。だからこれが終わって、これは非常に発現しているから、効果発現でうまくいった。それから今度は北の方に抜けるほうのところの分もやらなければいけない。その時に、実際にはもうできている部分の方を幹線道路として定義しなおしたほうが、金がかからなくて良いのではないですか。あその市街地の分は物凄くまた金がかかりそうだし、用地交渉大変そうだし、ちょっととにかく、元々の道路計画としてはあまりよくないのではないかと、気になってしょうがないんですね。

○小野副本部長 元々の国道498号のバイパス計画は、インターに持っていくようにしていたんです。

○荒牧委員長 そうだもんね。だから多分そういうところをもう一回練り直さないと、これはいつまでたっても、折角ここで南の側から行くと発現した部分と、北の方に向かう、いわゆるあばら骨構想の部分の、ここだけが残ったわけでしょう、今。佐賀県としては、386号ですかね、東脊振のところはだいたいうまくいったし、だから残っているのは、あばら骨の部分の各インターのところから両方に広がっていく、県土に広がっていく部分の、そこが一つだけ残ったような気がするんですね。そこの部分の定義を早くきちっとしないと、先程田久保さんが言われたみたいな効果がね、次のステップになかなかいかない。

○小野副本部長 現実的にはですね、国道498号としていますけども、北方朝日線は改良を、以前手を入れて済ませているんですよ。

○荒牧委員長 走りやすくなっていますよね、あそこは。そして奥の方はどんどん走りやすくなっているから、我々は良く知っているからいいんだけど、例えば他所から来られた方にどういう構造になっているのか説明する時に、そういう作り方はちょっとなにか違うんじゃないかなという気がずっとしているんですね。だから、伊万里のほうからどんどん改修されて、良くなってきて、目的は多分、武雄北方インターのところにくっつけるというのが構想で、それから鹿島のほうに抜けていくということだと思っただけど、あの入り口がどうも、最後に残ってしまったから、そうすると、ちょっと定義を変えたほうが金かからなくていいんじゃないかという気がしないでもないんですが、これは私の意見ですから無視されても良いですけど、なにか検討されるといいかなと思います。ここは非常に走りやすくなって、効果発現というのはもう如実に現れてますので、このことについては異論はありませんけれども、それから、向こう側に抜けるところがわからなくなってしまうとか、498号だと思っていると、なにかどうやっていくのといったら、やっぱり東のほうに回って県道のほうから行くと、これが普通だなと思うんですよ。だから交差ではなくて一部分34号と共用しながらやっていく、県道と共用しながら。なにかいろいろやり方があるような気がするから。

○牟田本部長 名前を付け直したら、

○小野副本部長 国道の名前を、こっちと変えましょうか。

○荒牧委員長 変えてしまえばいいような気がするけどね。まあそれは私の意見ですから無視してください。皆さん他にはありませんでしょうか。

それではこれで、ありがとうございます、終わりにしたいと思います。箇所ごとについては今のところまで。では、委員の方々からなにか言い残したことがあるよということはありませんでしょうか。よろしいですか。

それではこれで終わりにしたいと思います。先程からの議論で、それぞれの事業目的、事業効果、それから、これから先の考え方ということについては、それほど皆さんも違和感がないというふうに思われますけど、先程、委員の中から出たように、例えば街路計画であればその場所の歴史性の問題であるとか、それから、ほ場整備であれば生物との関係であるとか、先程のような、砂防ダムのところであればこれの果たす役割の説明とか、どちらかというソフト的な、その土木事業が果たすべきものの基本的な効能以外の、もう一つの、いろんなソフト的なものについても意見があって、それをちゃんとやらないと、皆さんがたから、なかなか土木は頑張っている割には評価を受けにくいというようなことがあるような気がしました。ですから、大卒のところで、それほど皆さんたちは反発とか違和感とかないという気がしますけれども、そういうきめの細かいことをやっていかないと、そういう小さなことから皆さんたちに反発を受ける可能性がありますので、是非これ

からもそういう、今の皆さんの意見を参考にされて、質の高いものになって欲しいというふうに思いました。

それではこれで私の役割は終わりにします。事務局のほうにお返ししますので、しめてください。よろしくをお願いします。

○三根事務局長 それでは。今日は長時間に渡りましてご審議いただき、誠にありがとうございます。又、貴重なご意見を賜り、今後の参考とさせていただきたいと思います。閉会にあたりまして、牟田本部長のほうから一言、お礼のご挨拶をいただきたいと思います。

○牟田本部長 今日は21年度の最後委員会ということで、一言お礼を申し上げたいと思います。皆様方におかれましては、21年度、大変お忙しい中、何回も何回もお呼び出しをいたしまして誠に申し訳ございません。おかげさまで、我々も我々なりに、事業をやる時には我々の理屈と、それから、地元の熱意、必要性等は整理して望んでいるつもりではございますが、こうした委員会から様々なご意見をいただく中で、やはり我々の気づかない、あるいは一般県民から見た事業の見え方というもの、だんだん勉強をさせていただいております。こういった予算の厳しい時代でございますので、より一層、そういうふうにして事業を厳選していかなければならないという環境でございます。今後の公共事業の実施については、そういった県民の視点から見ておかしくないのかといったことを、従来にも増して気をつけて推進をしていきたいというふうに思っております。委員の皆様方にはこうした委員会の席だけではなくて、甘えさせていただくと、途中、車で通行の時に公共事業をちょっと目にされて、ここはどういう事業かというふうな疑問をもたれたときには、すぐお電話を一本いただければ、ご説明できる分についてはご説明をさせていただきたいというふうに思っております。また、県民の代表として、こういう事業のあり方はどうかということ、常々気にかけていただいご意見をいただければというふうに思っておりますので、どうぞ遠慮なくご連絡をいただければというふうに思っております。今後とも、こうした公共事業の評価監視ということについて忌憚のないご意見をいただきまして、より良い佐賀県社会資本の整備に繋がっていけばというふうに考えておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、21年度のお礼ということにかえさせて頂きたいと思っております。本当にありがとうございました。

○三根事務局長 それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(閉 会)